

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和7年3月5日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

まず初めに、このたびの大船渡市の山林火災により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、昼夜を問わず、懸命に消火活動にご尽力されております消防、自衛隊をはじめとする関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。一刻も早い鎮火と1日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

青木町長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

3月会議日程に入るに先立ち、発言の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

2月26日に岩手県大船渡市の山林で発生した火災は、懸命の消火活動にもかかわらず、1週間たち、いまだに延焼し続けております。亡くなられた方に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、お悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

平泉町といたしましても、当面、岩手県及び県内市町村と連携を密にしながら、避難所運営等の応援職員を派遣するなどの対応を継続してまいります。避難されている方々、消火活動に当たられている自衛隊、消防関係者の方々の身の安全が確保され、一刻も早い鎮火、速やかな復旧、復興をお祈り申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

諸報告2ページをお開き願います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

令和6年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果の報告について町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

5ページをお開き願います。

監査委員から、令和6年11月分から令和7年1月分までの現金出納検査の結果について及び令和6年度11月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

45ページをお開き願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

46ページをお開き願います。

報告事項について、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

初めに、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

7番、真竈光幸です。

一関地区広域行政組合議会につきまして報告を申し上げます。

令和7年3月5日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会副議長、真竈光幸、議員、千葉多嘉男。

令和6年12月20日金曜日午前10時より、一関市役所議場におきまして、第57回一関地区広域行政組合議会臨時会が開催されました。

付議された事件は2件であります。いずれも、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、その内容につきましては、49ページから52ページを参照いただきたいと思います。

補正する理由につきましては、環境影響評価の事後調査、これは令和7年度に行うものであります。その業務委託費として530万2,000円を補正するものであり、動植物の生息時期を踏まえ、令和7年4月当初より始める必要があるとの専門家の助言によるものであります。

質疑の後、原案のとおり可決をされました。

議案第15号、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地造成工事の請負契約の締結について。

取得する所在地は、一関市弥栄字一ノ沢地内であり、その所在図及び入札調書などにつきましては、53ページから55ページに記載のとおりであります。

質疑の後、原案のとおり可決をされました。

新施設の整備概要につきまして補足をいたしますと、施設の規模は1日当たり101トンの燃焼処理能力を持ちます。また、クマやシカなどの大型動物も可燃処理に含まれます。併せて整備されますマテリアルリサイクル施設では、1日当たり約13トンの処理を計画しております。施設の処理によって得られるエネルギーの発電につきましては、施設本体に使用され、余剰電力が売電をされます。余熱利用につきましては、施設内の給湯利用のほか、周辺住民への要望の

内容を踏まえた農林業への熱供給を行うと計画をしておるところであります。

事業方針はD B O方式であり、その事業者選定につきましては、令和7年4月上旬に入札の公告をし、12月に落札者を決定する計画であります。設計、建設の時期につきましては、令和8年4月から令和12年7月末とし、令和12年8月からの稼働を計画しているところあります。

一関地区広域行政組合議会の報告は以上であります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

諸報告の57ページをお開きください。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

令和7年3月5日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、升沢博子。

58ページをお開きください。

令和7年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、令和7年2月21日、岩手県自治会館で開催されました。

10件の付議事件について、次のとおり報告いたします。

59ページをお開きください。

発議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、刑法等の一部を改定する法律の施行に伴い、規定の整理をしようとするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、60ページをお開きください。

議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合議員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、国及び県の例に準じ、時間外勤務の制限を請求できる職員の範囲を拡大するとともに、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対する措置等及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置について定めるほか、所要の規定の整備をするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、62ページをお開きください。

議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額並びに手当の額及び支給範囲の改定等を行うとともに、会計年度任用職員の勤務手当の支給率の改定を行うほか、所要

の規定の整備をしようとするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、76ページをお開きください。

議案第3号、刑法等の一部を改定する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

提案理由は、刑法等の一部を改定する法律の施行に伴い、関係する条例の規定の整理をするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、79ページをお開きください。

議案第4号、岩手県後期高齢者医療広域連合旅費条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、条例で定めるもの以外の旅費の支給又は外国旅行の旅費に係る国家公務員等の旅費に関する法律の準用等の特例を定めようとするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、80ページをお開きください。

議案第5号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改定する条例について。

提案理由は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、81ページをお開きください。

議案第6号、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,907万1,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、84ページ以降に、補正予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

次に、97ページをお開きください。

議案第7号、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,758万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,709億7,153万3,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

101ページ以降に、補正予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

次に、121ページをお開きください。

議案第8号、令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,159万4,000円と定めるものであり、原案のとおり可決されました。

124ページ以降に、予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

次に、141ページをお開きください。

議案第9号、令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について。

て。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,699億8,951万9,000円と定めるものであり、原案のとおり可決されました。

146ページ以降に、予算に関する説明書を付しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

行政報告に入る前に、1か所訂正というよりも、追加をお願いしたいと思っております。

大変申し訳ありません、漏れておりまして、1月7日の議会全員協議会の後、1月会議が開催されておりますので、それを追加していただきたいというふうに思っております。大変申し訳ありませんでした。

それでは、行政報告をさせていただきます。

ただいまの訂正は176ページです。そして176ページから行政報告をさせていただきます。

12月15日になりますが、第18回骨寺村荘園中尊寺の米納めが開催されております。

12月16日になりますが、企業ネットワークいわて2024 in 名古屋が愛知県名古屋市で開催されております。

その翌日になりますが、12月17日、企業訪問をさせていただいたところであります。

12月18日になりますが、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式で、神奈川県藤沢市において贈呈式をさせていただいたところであります。

12月22日になりますが、日本農業遺産シンポジウムが町内で開催されております。

1月1日になりますが、第33回磐井清水若水送りが開催されております。

1月7日になりますが、1月定例会議が開催されておりますと同時に、午後になりますが、令和7年の新年交賀会が開催されております。

1月8日になりますが、中尊寺で金杯開きが開催されております。

1月12日になりますが、令和7年平泉町成人式が開催されております。

1月14日になりますが、株式会社ベルジョイスと平泉町による防災協定締結式であります。

1月15日になりますが、14区買物送迎200回及び百歳体操350回達成記念のお祝い会が行われております。

1月18日になりますが、平泉町自主防災組織連絡会防災研修会が開催されております。

1月20日、毛越寺常行堂二十日夜祭が開催されました。

1月24日になりますが、河川国道事務所を現地で視察していただいております。

1月26日、平泉町文化材防火訓練並びに消防出初式が開催されております。
1月31日、岩手の高校教育を考える市町村長懇談会総会が盛岡で開催されております。
2月3日になりますが、岩手県防災危機管理トップセミナーが開催されております。
2月4日、第2回両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会が一関市で開催されております。
178ページになります。
2月11日、平泉地区建国記念の日奉祝行事が開催されております。
2月15日、平泉町生涯学習町民のつどいが開催されております。
2月27日になりますが、平泉町総合教育会議が開催されております。
以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、高橋伸二議員及び9番、佐藤孝悟議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月14日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から3月14日までの10日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思

いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、令和7年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇をお願いいたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

令和7年平泉町議会定例会3月会議の開催に当たりまして、令和7年度の町政運営の基本方針及び重点的に行う施策について、所信の一端を申し上げます。

昨今の物価高騰は、町民や事業者などに影響を及ぼしており、日々の生活や事業の継続に不安を抱える状況が続いております。

一方で、政府においては、デフレからの脱却を掲げ、賃上げの実現や所得格差の是正に向けた様々な取り組みを進めておりますが、成長の好循環を生み出すためには、地方を重視した成長戦略の加速や中小企業等への支援強化など、「人や社会に優しい経済」を目指す政策が求められております。

本町においても、町民一人ひとりの暮らしを支え、生活基盤を守るための取り組みが求められており、町民の声に耳を傾け、地域の実情に即した政策を推進していく必要があります。

このような中、平泉町は議会と共に両輪となって、町民のいのちと暮らしを守り、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

令和7年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は74億9,877万円余となっております。このうち一般会計予算につきましては、対前年度比2.3%増の52億1,700万円といたしました。

歳入面につきましては、地方交付税、寄附金、諸収入が増となる一方、町税、町債が減となる見込みであり、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して、必要な財源を確保したところであります。

歳出面につきましては、次世代育成支援対策の推進、産業振興・雇用対策、移住・定住化対策のほか、各種予防接種・検診や町単独医療費助成事業、結婚・出産に対する支援制度の継続、教育環境の整備等、子育てに優しい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計において、被保険者の減少に伴い、対前年度比3.5%減の7億6,920万円といたしました。企業会計につきましては、水道事業会計において、3条予算で対前年度比0.7%増の2億9,539万円余、4条予算では管路の更新計画の見直しに伴い、対前年度比20.8%減の4億4,775万円余といたしました。

令和7年度は、第6次平泉町総合計画前期基本計画の最終年度となります。限られた予算ではありますが、町の将来像「輝きつむぐ理想郷」の実現に向けて、事業の重点化を図り予算編成に配慮したところであります。

次に、第6次平泉町総合計画に掲げる基本施策において、令和7年度に重点的に行う施策について申し述べます。

令和7年度は、第6次平泉町総合計画前期基本計画の最終年度であることから、5年間の取り組みの成果や課題等の評価を行ったうえで、社会経済情勢の変化などに的確に対応しながら、住民との協働のまちづくりをさらに前進させていくため、第6次平泉町総合計画後期基本計画の策定を進めてまいります。また、平泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び平泉町人口ビジョンの改定も合わせて実施してまいります。

令和7年度は、平泉町と長島村が合併してから70周年を迎えます。この節目に際し、先人が築いてこられた歴史に思いをいたしつつ、町のさらなる発展と持続可能なまちづくりに向けて、合併70周年記念誌を作成してまいります。

世界遺産登録15周年記念事業につきましては、関係機関・団体等による実行委員会を組織して事業推進や情報共有の体制を構築し、令和7年度にプレ事業、令和8年度に各種記念事業を開催することによって、国内に限らず世界に向けて情報を発信してまいります。

なお、記念式典につきましては、合併70周年記念式典及び世界遺産登録15周年記念式典を令和8年度の同時期に開催するよう準備を進めてまいります。

移住定住の推進につきましては、子育て環境の充実や結婚から子育て期までの経済的支援を継続するとともに、新たに結婚新生活支援事業費補助金や地方就職支援金等により、移住定住に向けた支援に取り組んでまいります。また、人口減少対策の総合的かつ効果的な取り組みに向けて、人口減少対策推進本部において議論を重ねてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、配置人数を増やし、町の課題解決と将来的な移住につながるよう支援してまいります。また、移住や起業につながっている「スパルタキャンプ」を継続して実施し、関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

町民総参加の協働のまちづくりににつきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参画できるよう、全行政区を回っての地域懇談会をはじめ、若者・子育て世代を中心とした次代を担う町民との懇談など様々な機会を通じて意見聴取に努め、直接対話を大切にしながら、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。また、まちづくりの重要な担い手となる町民団体等の自主的な活動を促進するため、協働のまちづくり交付金による支援を継続するほか、地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、役場と町民が一体となって課題解決に取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、第3期平泉町子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を効果的に実施していくとともに、こども家庭センターを中心として児童福祉と母子保健の関連業務を一体的に推進しながら、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援に向けて、子どもの心身の健康、発育に関する子育て相談や情報提供など、関係機関と連携し柔軟に対応できる体制の整備に努め、子育て世代への包括的な支援の充実を図ってまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた多様なニーズに応じた保育の充実を図るとともに、一時預かり事業や子育て支援センターにおける親子向け行事

等の提供により支援してまいります。また、就学前の幼児教育などの保育環境の充実を図るため、認定こども園の整備に向けて検討を進めてまいります。

さらに、子育て世帯への経済的負担を軽減し応援していくため、ひとり親家庭の保育料軽減や第2子以降の保育料無償化、在宅育児支援金の給付、幼児教育の無償化、18歳までの医療費の無料化及び出産祝金制度を継続して実施するとともに、支援を必要とする家庭への子育て世帯訪問支援事業や親子間の関係性の構築に向けた親子関係形成支援事業の充実を図ってまいります。

放課後児童健全育成につきましては、児童クラブの運営環境の充実を図るとともに、学校や地域との連携を深めながら、放課後における児童の安全で安心な活動を支援してまいります。

地域福祉につきましては、物価高騰による生活者への影響や、社会構造の変化による現代社会の課題や高齢化社会の進展による独り暮らし高齢者世帯への対応など、複雑化・多様化してきている地域における福祉課題に対して、民生委員・児童委員をはじめ各団体と連携しながら、地域における見守りやつながりに向けた支援を推進し、国の総合経済対策を踏まえて低所得者への経済的支援を継続的に行ってまいります。また、社会福祉協議会との連携強化を図りながら、共に支え合うまちづくりに向けて各種施策を推進し、地域の団体・組織と協働して、地域での支え合いの意識の醸成と、福祉への理解を深めてまいります。

健康福祉交流館につきましては、地域福祉活動の拠点施設として、町民相互の交流の場、健康増進の場としてのさらなる利活用が図られるよう、本年4月1日からの料金改定の影響も注視しながら、引き続き経営の健全化に向け、運営面での効率化を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、団塊の世代が75歳以上となることを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを引き続き推進してまいります。

介護予防につきましては、住民主体による「平泉いきいき百歳体操」や各種介護予防事業を推進するとともに、後期高齢者を対象とする「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組み、疾病予防と重症化予防に努めてまいります。

在宅介護支援につきましては、介護手当やタクシー料金の助成、住宅改修補助等を実施し、自立した暮らしを継続できるよう支援してまいります。また、「新しい認知症観」に基づき、認知症になっても尊厳を保持しながら暮らすことができるよう、認知症の正しい知識の普及や成年後見制度の周知など、認知症の人と家族を支える体制の強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいの有無に関わらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がいに対する正しい知識と理解の促進を図ってまいります。また、障がい者や家族等が安心して暮らせるよう、障がいの特性を踏まえた相談支援やきめ細やかな保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など、地域生活への支援体制を一関地区障害者地域自立支援協議会と連携しながら推進してまいります。

さらに、障がい者の重度化・高齢化、親亡き後を見据え、関係機関やサービス等事業者と連

携しながら、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等事業に取り組んでまいります。

保健事業につきましては、「循環器病（脳血管疾患、心疾患）」と「糖尿病」を重点分野と定め、がん検診や特定健康診査、健康教室等を通じて健康の保持増進及び疾病予防に努め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

母子保健の充実につきましては、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、一人ひとりに寄り添った相談や国の新たな施策である「妊婦のための支援給付金」などによる経済的支援を実施するとともに、産後の育児不安等に対する産後ケア事業の拡充や各種子育て支援教室などを継続して実施し、母子の健康と子育てを支援してまいります。

乳幼児期における発達支援につきましては、関係機関と連携しながら、相談体制や保護者支援に取り組むとともに、就学前から特別な配慮が必要な幼児に対しては、保護者の理解を促しながら早期支援につなげられるよう、新たに5歳児健康診査を実施してまいります。

不妊に悩む夫婦への支援につきましては、不妊治療費助成事業を引き続き実施し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力を得ながら休日当番医制事業、夜間救急当番医制事業、両磐地区病院群輪番制病院運営事業により、広域的な地域医療提供体制の維持に努めるとともに、医療機関への適正な受診について普及啓発を図ってまいります。

感染症対策につきましては、定期接種化される帯状疱疹ワクチン接種をはじめ、各種予防接種を適切に実施し、感染症の発症及び重症化予防に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、賦課方式変更に伴う税率改正を引き続き段階的に進めるとともに、税率改正による被保険者への急激な税負担を緩和するため、財政調整基金を活用しながら、財政運営主体である岩手県と連携し、将来的な県内保険税統一の方針を見据えて適切な事業運営を推進してまいります。

また、第3期平泉町データヘルス計画の検証を行いながら、実情を踏まえた特定健診の受診率の向上及び個別指導など保健事業の効果的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

地域農業の振興につきましては、農家、農業従事者の減少を食い止め、産業としての農業を維持していくことが課題であり、地域農業の担い手等への農業機械導入支援を継続してまいります。また、新規就農者が近年増えつつありますので、新規就農者支援事業による支援を引き続き実施し、新規就農者等の育成・確保に努めてまいります。

水田農業につきましては、米の不足感が強まり、価格が上昇している状況の中、県から示された米の生産目安に基づき、一関地方農業再生協議会と連携しながら、安全・安心な良質米生産を推進するとともに、米の市場流通量を適正に調整し、米価の安定が図られるよう国等に求め、経営の安定化を図ってまいります。

園芸振興につきましては、当地方の主要園芸品目であるトマト、なす、ピーマン及び地域の特性を生かした野菜・花きの生産振興や、道の駅平泉への出荷促進に向けて、関係機関と連携

しながら引き続き支援してまいります。

地産地消の推進につきましては、関係機関や生産者と連携しながら、新たな生産者や認定店等の掘り起こしを進め、地産地消推進事業等を引き続き実施してまいります。また、女性農業者等による新商品の開発や地域おこし協力隊と連携した農産物の6次産業化等に向けた取り組みを支援してまいります。

畜産の振興につきましては、飼料価格の高騰、肥育牛及び繁殖牛の販売価格の低迷が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心にブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる体制の確立を推進し、安定した畜産経営が図られるよう関係機関と連携して支援してまいります。

生産基盤の整備につきましては、地震・集中豪雨等による災害防止や施設の老朽化に対応するため、防災・減災や国土強靱化等の対策による農業用施設整備を、関係機関及び団体と連携しながら支援してまいります。

農村環境の保全につきましては、東稲山麓地域の農林業システムを次世代に引継ぎ、農業や観光など地域の活性化に弾みをつけられるよう、日本農業遺産として価値あるものと認められたことを地域内外に広くPRするとともに、関係機関と協力しながら取り組みを進めてまいります。

農地の保全につきましては、農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるよう、多面的機能支払制度の取り組みを継続するとともに、中山間地域等直接支払制度の新たな第6期対策により、多様な組織等の活動への参画と小規模協定のネットワーク化を進め、農村集落活動の活性化や農村環境の保全と機能向上に対する取り組みを支援してまいります。また、令和7年3月末に策定予定の地域計画・目標地図により、地域の農地保全に努めるとともに、目指すべき地域の将来の農地利用について、農業者や関係機関と話し合いを継続し、地域計画・目標地図の精度を高め、地域農業の持続的な発展に向けて取り組みを進めてまいります。

都市と農村との交流につきましては、平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会による教育旅行の受入れや、農家民泊等の開業などを引き続き支援してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、国の補助を活用し、鳥獣被害対策実施隊による捕獲や、電気柵、緩衝帯の設置等の対策を実施するとともに、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に向けて引き続き支援してまいります。

森林資源の保全につきましては、除間伐等適正な森林資源の管理と計画的な森林の保全を図るとともに、森林病虫害防除を引き続き実施してまいります。また、森林経営管理制度の運用による経営管理権集積計画の策定を随時進め、適切な経営管理が行われていない人工林の森林整備を引き続き進めてまいります。

森林資源の活用につきましては、県行造林跡地への桜の植樹をはじめ、東稲山の桜情景復活事業等により西行桜の森周辺の魅力を高めるとともに、情報発信により誘客効果を高め、利用促進に努めてまいります。

観光の振興につきましては、平泉町観光振興計画に基づいた取り組みを推進するとともに、観光協会や関係団体等と協働しながら、各種事業に積極的に取り組んでまいります。また、昨

年、東京国立博物館で開催された「建立900年特別展中尊寺金色堂」には多くの来場があったことから、引き続き、平泉の文化遺産の価値を広く発信しながら、誘客促進に向けて取り組んでまいります。さらに、令和7年9月から11月までの期間、岩手県がJR東日本の「重点共創エリア」に指定されたことから、観光事業者等が一体となって各種事業の取り組みを積極的に推進してまいります。

令和8年には世界遺産登録15周年を迎えることから、本年はイベントとして世界遺産祭を開催し誘客促進を図ってまいります。また、平泉総社神輿会が発足されて今年で30周年となり、富岡八幡宮神輿総代連合会も参加する記念渡御が開催されることから、その支援を行ってまいります。

教育旅行の誘致につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は入込み数が減少傾向に転じていることから、新たなプロモーション活動を検討し、教育旅行の回復に向けた取り組みを推進してまいります。

滞在型観光の推進につきましては、日本農業遺産に認定された東稲山麓地域を活用し、地域おこし協力隊によるフットパス事業を継続して支援するとともに、新たな観光資源を活用した体験コンテンツの充実を図り、滞在型観光への取り組みを一層推進してまいります。

二次交通につきましては、巡回バス「るんるん」や語り部タクシー、レンタサイクルの拡充等により、受入れ態勢の整備を図ってまいります。

インバウンド対応につきましては、海外へのプロモーションを継続するとともに、仙台空港と香港国際空港の定期便が新規に就航されたことから、香港への取り組みも関係機関と連携しながら進めてまいります。

国際交流につきましては、平成29年から続けているドイツ・シュパイヤー市との交流について、将来的な友好交流都市等の締結も見据えながら幅広い交流を積み上げていくため、本町から訪問団を初めて派遣してさらなる友好関係の構築を進め、交流人口の拡大を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、平泉商工会等と支援体制の連携を図りながら、近年の物価高騰などの影響を受けている事業者の状況を注視し、必要な支援策を検討してまいります。

地域商店への支援につきましては、魅力あふれる商店づくり支援事業を継続し、販売意欲の向上と個店の売上げの向上による地域経済の活性化につなげる取り組みを支援してまいります。また、空き店舗対策として昨年実施した意向調査結果に基づき、新規開店を希望する起業者や事業者とのマッチングへ向けた取り組みを進めるとともに、空き店舗対策事業の補助内容を拡充し、支援を強化してまいります。

さらに、町内での起業者や事業承継者への支援を継続して実施するとともに、ひらいずみ創業塾や平泉町創業支援ネットワーク会議と合わせた切れ目のない支援を引き続き実施してまいります。また、地域企業経営強化支援事業により事業規模の拡大と雇用の創出を支援するとともに、特産品開発支援事業や取引支援促進事業による販路開拓や新商品の開発、サービス提供等を継続して支援してまいります。

企業誘致につきましては、新たな工業団地造成の検討と、候補となる用地の企業へ向けた周

知方法を検討するとともに、隣接する国道4号の4車線化の実現に向けた取り組みを併せて進め、若者の雇用の創出を目指してまいります。また、誘致企業が安定した生産活動を行えるよう増設等に対して補助金を交付するなどフォローアップを行ってまいります。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、雇用の創出や産業の活性化等への波及効果が見込まれるため、「ILC実現建設地域期成同盟会」をはじめ関係機関と連携し、政府への要請行動等に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、商工会やハローワーク等の関係機関と連携・情報共有しながら、企業訪問や企業懇談会等を通じて企業の動向やニーズの把握に努めるとともに、若者等人材育成支援事業及び移住定住促進家賃支援事業を引き続き実施し、若者等の町内事業所への就職や移住者の働く場の確保を図ってまいります。また、一関市、平泉町及び岩手労働局との地域雇用対策協定に基づき、広域的な連携により就業促進と地元定着の支援を図るとともに、町シルバー人材センターへの運営費補助等を継続しながら、高齢者の雇用確保に努めてまいります。

地域防災力の強化充実につきましては、頻発化・激甚化する気象災害や大型地震に備え、消防・防災関係機関、自主防災組織等との連携を図りながら、防災マップを活用した防災教育の充実、避難行動や避難所運営等のマニュアル化、避難所救援物資の配備・充実等を進め、防災意識の高揚と防災機能を強化し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携を図りながら、死亡事故ゼロ日の継続など交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。特に、高齢運転者による交通事故の防止に向けて、自家用車への安全装置の設置に対する支援や、運転免許証を返納された高齢者に対する公共交通の利用を支援する助成金事業を継続して実施してまいります。

災害時における要援護者への支援につきましては、要支援者名簿の更新を図り、関係機関や民生委員・児童委員、地域団体等の理解と協力を得ながら見守り支援を行ってまいります。また、要支援者に対する個別避難計画の作成につきましては、引き続き地域団体等との連携協力を図りながら取り組んでまいります。

災害時における災害ボランティアセンターの設置につきましては、研修や訓練等を実施して、災害ボランティアへの対応など、社会福祉協議会と連携してまいります。

河川等の管理につきましては、普通河川平石沢川及び準用河川荒川の浚渫を実施し、河川の機能維持や災害防止に努めてまいります。

道路の整備につきましては、道路の安全性や利便性の向上を図るため、町道大佐3号線を含む町道樋の沢大佐線及び町道衣関線を引き続き実施するとともに、道路舗装及び橋梁修繕を計画的に進め、舗装道路の効率的な維持管理と橋梁の修繕コストの縮減を進めてまいります。また、主要地方道一関北上線の早期改良整備を図るため、県に協力してまいります。

水道事業につきましては、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、水道施設の耐震診断結果に基づき、持続可能な水道経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めるなど、経営の質と

効率性の向上に取り組んでまいります。

上下水道事業の広域連携につきましては、持続可能な事業運営を確保するため、引き続き検討を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、引き続き支援をしてまいります。

住宅の整備につきましては、木造住宅耐震支援事業やバリアフリー住宅改修事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業を引き続き実施してまいります。

町営住宅につきましては、高田前団地の水洗化工事を引き続き実施するとともに、移住の促進や町営住宅ストックの有効活用を図るため、平泉お試し居住体験事業等を引き続き実施してまいります。

スマートインターチェンジ周辺の土地利用につきましては、開発の主体となる民間事業者において社内検討が進められておりますので、引き続き連携を密にして情報交換や協議を行うとともに、地権者等への情報提供に努め、商業施設や遊具を備えた公園の整備も含めた開発計画の具体化を進めてまいります。

コミュニティバスにつきましては、利用者からの意見や要望の聴取に努め、運行ルートや運行時刻の見直しも含めて利便性の向上を検討し、生活に必要な移動手段となるよう引き続き運行してまいります。

また、町民及び観光客のニーズや効率的な運行、公共交通網の維持を図るため、平泉町地域公共交通会議の地域公共交通計画に基づき、交通事業者や関係団体と一体となって各種施策を展開しながら、よりよい公共交通網の形成に努めてまいります。

自然環境及び生活環境の保全につきましては、町民への環境保全に関する啓発や広報活動を行うとともに、地域での環境保全活動の推進を図ってまいります。

エネルギー施策の推進につきましては、電気料金や燃料費が高騰している背景を踏まえ、一般家庭における住宅用新エネルギー設備の設置に対する補助を継続するとともに、新たな支援方策を検討してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、一関地区広域行政組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減量化、不法投棄の監視強化等による廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。また、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び新最終処分場の建設につきましては、一関市及び一関地区広域行政組合と連携して整備を進めてまいります。

放射線対策につきましては、町民の安全で安心な生活の確保の観点から放射線量の測定調査を継続するとともに、東京電力に対しては、放射線対策に係る損害賠償請求を行ってまいります。

空き家対策につきましては、平泉町空家等対策協議会による空家等対策計画の変更及び実施に関する協議を行い、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。また、空き家の利活用につきましては、地域おこし協力隊員を引き続き配置し、相談受付フォームの活用や空き家・空き地バンクプラットフォームの運用、空き家相談会等を行いながら、空き家

の利活用を促進してまいります。

自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につきましては、行政サービスの効率化と利便性の向上を図るため、引き続きマイナンバー制度の普及啓発及びマイナンバーカードを利用したオンラインによる行政手続きの普及に向けて取り組んでまいります。また、保健センターにおける書かない窓口の試行的導入や、岩手県電子申請サービスの共同利用の促進も並行して進めてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、平泉町情報セキュリティポリシーに基づき実施してまいります。

景観の保全・整備につきましては、平泉の文化遺産などの歴史文化的景観や豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、町民、地域及び企業等が一体となって世界遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

景観形成に関わる補助制度につきましては、屋外広告物の改修や和風建築物の新築等に対し、引き続き実施してまいります。

景観計画につきましては、現在、上位計画である都市計画マスタープランの改定作業を進めておりますので、景観計画の見直しへ向けた課題の収集、整理を進めてまいります。

教育の振興につきましては、平泉町教育大綱に掲げる「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」という基本理念を堅持しつつ、家庭・学校・地域・行政が一体となり、世代を超えて学び続ける環境を整え、持続可能な教育の発展を目指してまいります。

学校教育の推進につきましては、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に基づき、生きる力を育むとともに、ICTを効果的に活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子どもたちが互いに尊重し合い、共に成長できる環境を整えてまいります。

家庭教育につきましては、子どもの人格形成や社会性の基盤を築く重要な役割を担うことから、学びの機会の充実を図ることで関心を高め、家庭教育力の向上につなげてまいります。

社会教育の充実につきましては、町民への学習機会の提供やコミュニティ・スクールとの協働活動を通じて、人材育成や地域コミュニティの活性化を図り、持続可能なまちづくりに努めてまいります。

郷土愛を育む取り組みにつきましては、全世代型平泉学を推進し、発達段階に応じた学習や、体験活動を通じて地域内や世代間の交流を促進し、将来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

平泉の文化遺産につきましては、令和8年度に世界遺産登録15周年を迎えることから、令和7年度はプレイベント事業に取り組みながら、平泉の理念とその価値に触れる機会の創出に努めてまいります。また、文化観光推進法の地域計画に基づき、文化遺産センター展示室の改修を進め、展示内容のさらなる充実を進めてまいります。

世界遺産の拡張登録につきましては、岩手県と共に、柳之御所遺跡の推薦に向けて事前評価

申請書の作成に取り組んでまいります。

史跡地の整備、調査につきましては、無量光院跡の舞台の復元整備、公有化を進めるとともに、旧観自在王院庭園の再整備に向けて、南門付近の内容確認調査を実施してまいります。

本町は今年、合併70周年を迎えます。岩手県内で最もコンパクトな町であり、行政と町民、お互いの顔が直接見えるという関係性は、まちづくりの大きな強みとなっています。また、総合計画後期基本計画の策定に着手する年でもありますので、これを契機に、次の5年、10年をしっかりと見据え、町民との対話を通じながら町の未来をともに考え、「持続可能なまち」へ向けた取り組みを進めてまいります。

町民総参加の「チーム平泉」の力をさらに高めてまいりますので、皆さまのお力添えをお願いいたしますとともに、今後も忌憚なく、たくさんのご意見等をお寄せください。

今回、提案いたしました令和7年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして、町民の皆さまの町政へのご参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。

令和7年3月5日、平泉町長、青木幸保。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで令和7年度町長施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第4、令和7年度教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

本日、ここに令和7年平泉町議会定例会3月会議が開催されるにあたり、令和7年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、昨年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により多くの尊い命が犠牲になり、未だに数多くの方々が住む場所を失い生活再建の見通しも立てないまま日々を過ごしています。また、海外に目を向けますと、パレスチナガザ地区での紛争やウクライナに対するロシアの軍事侵略など世界各地で紛争が起こっており、その影では多くの子どもたちをはじめ一般市民が犠牲になっております。

このような不安な時代において、私たち平泉町民は、傷ついた多くの人々に思いを馳せ、寄

り添い、手を差し伸べていく使命があるとともに、平泉が長く守り育ててきた平和希求の思想を学び、深め、そして広く発信していかなければなりません。

新しく迎える年度は、「過去に学び、今を見つめ、未来を考える」全世代による平泉学を中心に据え、先人が築き上げ継承してきた歴史やその中に込められた思いを踏まえつつ、今まで以上に平和で持続可能な社会を目指した教育活動を進めていく必要があります。

また、地域学校運営協議会「コミュニティ・スクール」を中心とした地域、保護者、学校との協働による学校づくりや、持続可能な教育、学校や家庭で効果的に活用できるICTによる学習活動の推進など、今日的な教育課題や町独自の視点を明確にししながら、特色ある教育活動を推進してまいります。

さらに適応支援教室「カラフル」を中心に、現在も増加傾向にある不登校児童生徒への細やかな対応や悩みを抱える保護者への相談等を充実させながら、誰一人取り残されることのない支援体制の充実を図ります。

本年度も、「平泉町教育大綱」に掲げます「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」に向かい、家庭・地域・学校・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第一に、「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

変化の激しい現代時代において、子どもたちが未来を切り開くためには、「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」のバランスのとれた教育が不可欠です。平泉の子どもたちが「生きる力」をそなえ、社会で活躍できるよう、以下の4点を重点施策として推進してまいります。

第1点目「確かな学力の育成」につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力の育成、さらに学びに向かう力や人間性等を総合的に育むことを目指してまいります。

そのためにタブレット端末等を活用し、子ども一人ひとりの学習進度に合わせた個別最適な学びを進め、グループでの話し合いや協働的な学びを展開し、これにより、子どもたちが主体的に課題を発見し、仲間とともに新たな価値を創造する力を養ってまいります。

また、幼保小中の連携をさらに強化し、子どもたち一人ひとりの学びの状況を丁寧に把握することで、発達段階に応じた切れ目のないきめ細やかな指導を行い、子どもたちを誰一人取り残すことのない教育を進めてまいります。

英語教育の充実に向けて、中学生への英語検定全額補助や、英語教育推進員・外国語指導助手（ALT）の配置を行い、グローバル社会を生きる子どもたちのコミュニケーション能力の育成を目指してまいります。

第2点目「豊かな心の育成」につきましては、平泉学を軸とした地域の特色ある学びや体験を通じて、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。また、学校教育全体を通じて行う道徳教育を通して、自己肯定感や他者への理解を深める子どもたちの育成を目指してまいりま

す。

特に、「いじめは絶対に許されない」という強い認識のもと、学校ごとの実情に応じた組織的な対応を進め、関係機関との連携を強化し、さらに、いじめの未然防止と早期発見・迅速な対応に努め、すべての子どもが安心して学校生活を送れるように取り組んでまいります。

第3点目、「豊かな体の育成」につきましては、子どもたちが自らの健康に関心を持ち、運動や食事、生活習慣に対する理解を深める教育を進めます。特に、運動を通じて心身の調和的な発達を図り、生涯にわたって運動に親しむための資質や能力を育てることを目指してまいります。また、日々の体育活動や部活動を通じて、楽しみながら体を動かす機会を提供するとともに、デジタル機器の使用時間や姿勢等に配慮した指導を行い、規則正しい生活習慣の定着を促進してまいります。さらに、食育の推進にも力を入れ、自校給食を活用して地場産品を多く取り入れた栄養バランスの取れた食事を提供し、食の大切さを実感できる機会を提供してまいります。

第4点目「個に応じた教育の推進」につきましては、全ての子どもたちが自分のペースで安心して学び成長できるよう、個々の特性や興味に応じた指導を行ってまいります。さらに、特別な支援が必要な子どもたちには個別の学習支援を強化し、不登校の子どもたちには適応支援教室「カラフル」などを活用した支援を行ってまいります。

また、柔軟な教育活動を通じて、学校と家庭、地域との連携を深め、それぞれが多様性を認め、お互いの価値を尊重し合い、子どもたち一人ひとりが自分らしく成長できるよう努めてまいります。

第二に、「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育力の向上」についてです。

子どもたちの健やかな成長の基盤であり、基本的な生活習慣や社会性を身につける上で重要な役割を担っている家庭の教育力向上を図るため、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目「子どもたちのための学び合いと仲間づくり」につきましては、学校との連携によって家庭教育学級等の充実を図り、保護者同士が子育ての仲間として学び合い、知識や経験を共有する機会を提供してまいります。

また、保護者等が安心して子育てができるよう、子育てを支援する情報発信を適切に行ってまいります。

第2点目「情報化社会における生活習慣づくり」につきましては、子どもの成長と情報メディアの関わりについて、保護者等に情報提供や学習機会の充実を図ることで関心を高め、子どもが情報メディアを有効に活用できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、コミュニティ・スクールを中心に、地域全体で情報メディアとの正しい付き合い方について考え、各家庭におけるルールづくりの定着へとつなげてまいります。

第3点目「家庭と地域と学校とのつながりづくり」につきましては、コミュニティ・スクールを中心に、学校と保護者、地域、団体等がつながり、育てたい子ども像や教育ビジョンを共有することで、地域ぐるみで子どもの成長を支える活動を展開してまいります。

第三に「つどい・学び・つながる社会教育の充実」についてです。

多様な人がつどい・学び・つながる中で、地域活動に主体的に参画する人材の育成とともに地域コミュニティの活性化を図るため、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目「学習交流施設を活用した学びと交流の促進」につきましては、町の生涯学習の中心的な拠点である学習交流施設「エピカ」を活用し、町民が自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、社会教育による「学び」を通じて、人々の「つながり」を促進させる多様な学習機会の提供を図ってまいります。

第2点目「地域課題を考え合う学びの場づくり」につきましては、町民が集い、学び合う場として平泉学やコミュニティ・スクールを活用し、地域課題とその解決について主体的に考え、行動することができる人材の育成に取り組んでまいります。

また、地域との関りや学習活動を通じて、子どもたちの「郷土への愛着と誇りの醸成」を図ってまいります。

第3点目「ライフステージに応じた生涯スポーツの振興」につきましては、町民一人ひとりがライフステージに応じ、生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、環境整備を推進し、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

また、平泉町スポーツ協会と連携し、町民が日常的にスポーツに親しむ機会を充実させ、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しみ楽しむことができる環境づくりに努め、生涯スポーツの振興を図ってまいります。

第四に「過去に学び、今を見つめ、未来を考える「全世代型平泉学」」についてです。

学び合いを通じた地域内交流や世代間交流の活潑化を図ることで、町民同士の連携・協力による持続可能なまちづくりを推進するため、以下の2点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目「幼保小中で取り組む系統的な平泉学」につきましては、子どもたちの発達段階に応じた学習プログラムを実践し、まちづくりの基盤となる「郷土への愛着と誇りの醸成」を図ってまいります。

また、地域の素材を生かした系統的な学習によって、子どもたちの主体的な学びを促進し、将来の自分や平泉について考え、行動することができる人材の育成に取り組んでまいります。

第2点目「世代を超え地域で学ぶ平泉学」につきましては、子どもから大人まで世代を超えて集い、地域について学び合う学習活動を「全世代型平泉学」として推進してまいります。

また、平泉学を軸としてコミュニティ・スクールを推進することにより、地域ぐるみで子どもたちを育む意識の醸成を図りながら支援活動を実践し、将来を担う人材の育成につなげてまいります。

第五に「文化遺産の継承と芸術文化の振興」についてです。

文化遺産の保存活用と、芸術文化に親しむ活動を推進し、長い歴史の中で培われてきた町の豊かな歴史や文化を守り、時代に継承するため、以下の4点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目「文化遺産の価値を学び、守る人材の育成」につきましては、町内に伝わる貴重な文化財や歴史文化を学び、文化財愛護の精神を育むため、ときめき世界遺産塾講座、文化財愛護少年団や県内3つの世界遺産との児童交流を通じて、普及啓発活動を推進してまいります。

令和8年度に世界遺産登録15周年を迎えることから、今年度はプレイベント事業に取り組みながら、世界遺産の価値や理念の普及、未来に継承していく意識醸成を図ってまいります。柳之御所遺跡の世界遺産拡張登録につきましては、岩手県と連携し、登録に向けて事前評価申請書の作成を進めてまいります。

第2点目「多様な文化活動を活用したまちづくり」につきましては、心豊かな生活を実現していく上で欠かせない活動であり、その活動を通じた交流がまちづくりの活力となるため、芸術文化に親しむ取り組みを推進してまいります。

また、文化活動に取り組む環境整備に向けて、平泉町芸術文化協会と連携し、芸術文化の普及と発表の場の提供などの活動支援に努めてまいります。

民俗芸能につきましては、後継者育成事業の実施、民俗芸能に触れる機会の創出や情報発信により、次代への継承を図ってまいります。

第3点目「文化財調査・研究の推進」につきましては、発掘調査の成果を現地説明会などによる公表や広報等へ掲載するとともに、関係機関と連携しながら調査研究成果を分かりやすく発信してまいります。

埋蔵文化財包蔵地内の開発行為等には、事業者と事前協議による調整を図りながら必要な調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。

無量光院跡の復元整備につきましては、発掘調査の成果に基づき、中島の正面に舞台を整備し、適切な保護を図りながら、史跡の価値の伝達に努めてまいります。

観自在王院跡の内容確認につきましては、史跡の再整備に向けた基礎資料を得るため、南門跡付近の調査を実施してまいります。

第4点目「文化遺産を活かした地域振興」につきましては、史跡の適切な保存活用に取り組みながら、世界遺産を生かしたまちづくりを推進してまいります。

ひらいずみ遺産や文化施設を拠点として、文化観光の推進を目的とした「いわて平泉歴史文化観光地域計画」に基づき、文化遺産センターの展示内容の充実と、ひらいずみ遺産への周遊促進を推進してまいります。

以上、基本的な考え方と施策の大要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和7年3月5日、平泉町教育委員会教育長、吉野新平。

議長（高橋拓生君）

これで令和7年度教育行政方針演述を終わります。

議長（高橋拓生君）

日程第5、請願第1号を議題とします。

請願第1号、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕議員です。

請願第1号、2025年2月18日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者、住所、盛岡市本町通二丁目1番36号、岩手県社会保障推進協議会、会長、佐藤嘉夫。盛岡市津志田26-30-1、いわての介護を良くする会、共同代表、福田裕子、渋谷靖子、太田宣承、鈴木幸子。

紹介議員は、私、三枚山光裕、高橋伸二、阿部圭二、千葉多嘉男、小埜寺享の各議員です。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願です。

請願趣旨は、訪問介護はとりわけ独り暮らしの高齢者をはじめ、要介護者やその家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。昨年4月に介護報酬の改定が実施され、訪問介護の基本報酬は2%から3%も引き下げられました。厚生労働省は引下げ理由として、「訪問介護の利益率が高い」ことを挙げていますが、一方で、厚生労働省の調査でも、約4割の訪問介護事業所は赤字であり、とりわけ車での移動が多い地方の実態からかけ離れているとしています。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最高の784社に達したといいます。そのうち、訪問介護は529社と前年の427社から急増しています。「報酬のマイナス改定が事業継続が難しくなっている」と東京商工リサーチでも指摘をしており、とりわけ小規模・零細の事業所では、訪問介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に陥っていると指摘をしております。

いわての介護を良くする会などのアンケート調査でも、94%が介護報酬の引き下げに「納得できない」とし、事業の経営が苦しくなるという事業所が81.4%に上り、「ヘルパーの意欲・モチベーションが下がる」が71.4%となっており、「賃金改善が難しくなる」と70%が答えております。

訪問介護の人手不足は深刻で、有効求人倍率も2023年ですけれども14.1倍と高水準です。介護職員の賃金は、全産業平均を7万円も下回っているとしています。介護職員の処遇改善加算を加えれば大丈夫だと厚労省は言っていますが、実際の算定基準が厳しかったり、基本報酬の引下げ分を補えない事業所が出ているとしています。

請願は、介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるために、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを早急に行うことを求め、関係機関に意見書を提出することを求めています。

以上、報告いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第6、議案第4号から日程第24、議案第22号まで、条例案件12件、補正予算案件7件、以上、合計19件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件12件、補正予算案件7件、合計19件につきましてご説明を申し上げます。議案書3ページをお開き願います。

議案第4号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例及び平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第5号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、6ページに記載のとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改定する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改定する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

議案第7号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、国、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、特別職の職員における期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第8号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、22ページに記載のとおり、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び各種手当の額等の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

議案第9号、平泉町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、基金の設置目的の拡充に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

議案第10号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、平泉町文化観光振興基金条例の失効期限を延長するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、25ページをお開き願います。

議案第11号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、28ページに記載のとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、29ページをお開き願います。

議案第12号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、32ページに記載のとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、33ページをお開き願います。

議案第13号、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、34ページに記載のとおり、屋外広告物条例の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、35ページをお開き願います。

議案第14号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、帰省等の一部使用に係る開閉栓及び水道量水器取替等の費用が発生

するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、36ページをお開き願います。

議案第15号、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、41ページに記載のとおり、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、43ページをお開き願います。

議案第16号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第11号）でございます。

令和6年度平泉町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,171万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,373万7,000円としようとするものでございます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

次に、103ページをお開き願います。

議案第17号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

令和6年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,940万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,742万9,000円としようとするものでございます。

次に、115ページをお開き願います。

議案第18号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億521万3,000円としようとするものでございます。

次に、121ページをお開き願います。

議案第19号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第5号）でございます。

令和6年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,636万3,000円としようとするものでございます。

次に、129ページをお開き願います。

議案第20号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第5号）でございます。

令和6年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,901万6,000円としようとするものでございます。

次に、135ページをお開き願います。

議案第21号、令和6年度平泉町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和6年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益157万円の減。

第1項、営業収益20万円。

第2項営業外収益177万円の減。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用177万円の減。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,699万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額201万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,420万2,000円、当年度分損益勘定留保資金6,077万6,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款下水道事業資本的収入、第1項企業債190万円の減。

支出、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費200万5,000円の減。

136ページでございます。

第4条、予算第6条に定めた事業債の額を、次のとおり改めようとするものでございます。

起債の目的、公共下水道事業債につきまして、変更前の限度額650万円を変更後の限度額590万円に、流域下水道事業債につきましては、変更前の限度額1,010万円を変更後の限度額980万円に、農業集落排水事業債につきましては、変更前の限度額500万円を変更後の限度額400万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億2,114万6,000円に改めようとするものでございます。

次に、143ページをお開き願います。

議案第22号、令和6年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和6年度平泉町水道事業の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款水道事業収益93万7,000円。

第1項営業収益72万1,000円。

第2項営業外収益21万6,000円。

第2款簡易水道事業収益、第1項営業収益200万円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用265万5,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,486万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,975万6,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,511万2,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款水道事業資本的収入1,218万1,000円の減。

第1項企業債1,370万円の減、第2項負担金21万9,000円。

144ページでございます。

第3項出資金130万円。

第2款簡易水道事業資本的収入168万2,000円の減。

第1項企業債80万円の減。

第2項負担金88万2,000円の減。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおり改めようとするものでございます。

起債の目的、水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額1億4,860万円を変更後の限度額1億3,490万円に、簡易水道建設改良事業につきましては、変更前の限度額1億3,400万円を変更後の限度額1億3,320万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第4号から議案第22号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第22号まで、条例案件12件、補正予算案件7件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時05分
再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

皆様に申し上げます。

午前中の町長施政方針演述と教育行政方針演述で一部読み違いがございました。

議長の職務権限で原稿どおり訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、再開いたします。

日程第25、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第1号です。

令和7年3月5日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者、平泉町議会議員、大友仁子議員、升沢博子議員、三枚山光裕議員、氷室裕史議員であります。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

2ページをお開き願います。

平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容の説明をいたします。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の172.5」に改めるものです。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

提出の理由でございますが、国の特別職の例や県内町村議会の支給状況を踏まえ、議員の期末手当の改定を行うものとするものです。

以上、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提出のありました発議第1号につきましては、最終日の本会議で質疑、討論を行い、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第26、議案第23号から日程第32、議案第29号まで、令和7年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、令和7年度各会計当初予算案件7件につきまして、ご説明を申し上げます。

令和7年度平泉町一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第23号、令和7年度平泉町一般会計予算でございます。

令和7年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億1,700万円と定めようとするものでございます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

次に、155ページをお開き願います。

議案第24号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

令和7年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,920万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

次に、181ページをお開き願います。

議案第25号、令和7年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和7年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億870万円と定めようとするものでございます。

次に、193ページをお開き願います。

議案第26号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

令和7年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,510万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めようとするものでございます。

次に、205ページをお開き願います。

議案第27号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

令和7年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,600万円と定めようとするものでございます。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定めようとするものでございます。

次に、223ページをお開き願います。

議案第28号、令和7年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和7年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1項、第1号、汚水処理戸数1,250戸。

第2号、年間総処理水量39万727立方メートル。

第3号、1日平均処理水量1,070立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、管渠及び処理場整備費1,267万2,000円、イ、流域下水道施設建設負担金700万6,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益2億7,913万9,000円。

支出といたしまして、第1款下水道事業費用2億7,893万9,000円。

224ページでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,747万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額178万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,474万3,000円、当年度分損益勘定留保資金6,094万8,000円で補てんするものでございます。

収入といたしまして、第1款下水道事業資本的収入1億3,300万4,000円。

支出といたしまして、第1款下水道事業資本的支出2億2,048万3,000円でございます。

債務負担行為。

第5条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

公共下水道排水設備設置資金の融資に伴う利子補給、同じく融資に係る損失補償につきまして、期間はそれぞれ令和8年度から令和12年度まで、限度額はそれぞれ利子補給20万円、損失補填500万円でございます。

225ページでございます。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的。

流域下水道事業債につきましては、限度額690万円、農業集落排水事業債につきましては、限度額1,050万円、資本費平準化債につきましては、限度額5,890万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入または証券発行とし、利率もそれぞれ3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法も、それぞれ借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費1,022万9,000円。

他会計からの補助金。

第10条、下水道事業の運営に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億3,295万4,000円でございます。

次に、259ページをお開き願います。

議案第29号、令和7年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和7年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1項、第1号、給水戸数2,990戸。

第2号、年間総給水量95万1,000立方メートル。

第3号、1日平均給水量2,605立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、一般改良事業費3億3,031万5,000円、イ、設備改良事業費1,420万円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入といたしまして、第1款水道事業収益1億6,692万5,000円、第2款簡易水道事業収益1億2,847万円でございます。

260ページでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業費用1億5,801万7,000円、第2款簡易水道事業費用1億2,564万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,240万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,485万4,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金7,755万5,000円で補てんするものでございます。

収入といたしまして、第1款水道事業資本的収入1億5,934万8,000円、第2款、簡易水道事業資本的収入1億7,600万円でございます。

261ページでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業資本的支出2億2,129万1,000円、第2款簡易水道事業資本的支出2億2,646万6,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的。

水道建設改良事業につきましては、限度額1億1,630万円、簡易水道建設改良事業につきましては、限度額1億1,400万円でございます。

起債の方法は、それぞれ証書借入とし、利率はそれぞれ3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法も、それぞれ借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

262ページでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額は、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費3,394万5,000円。

第2号、交際費3万円。

他会計からの補助金。

第9条、鉛管更新事業。児童手当支給及び企業債支払利息等の費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,725万9,000円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定めるものでございます。

以上提案をいたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号までの予算案件合計7件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第33、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言をお願いいたします。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

7番、真竈光幸です。

質問通告1番、真竈光幸でございます。

令和6年度最後の3月会議におきまして、一般質問をさせていただく機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

大船渡が、今、大変な状況になってございます。

1月に議会の町政調査会で大船渡への研修をしたばかりでありました。綾里地区や末崎地区など、あのすばらしい景色が火災により焼失することなど思いもよらないことで、本当に明日何が起こるか分かりません。人間万事塞翁が馬であります。

被災に遭われた皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今回質問いたしますのは、4件であります。

1件目は、高齢者独居世帯への支援について4項目質問いたします。

1つ目は、高齢者の一人暮らし世帯数の現況と抱えている課題について伺います。

2つ目には、暮らしをめぐる様々な手続きや仕組みの見直しが必要と考えます。郵便局との包括連携や行政区自治会との協業で行政サービスを補完する体制づくりを検討できないか伺います。

3つ目には、独居世帯や高齢者世帯が被害に遭う詐欺や犯罪が頻発しております。防犯対策の課題について伺うものです。

4つ目には、生活支援ショートステイ事業として、厳冬期の高齢者独居世帯への生活支援を行えないかを伺います。

2件目は、町水道の水安全計画について5項目伺います。

1つ目は、水質管理目標値に対して、令和6年水質検査はいかがだったのか伺います。

2つ目は、PFAS水質検査の義務化についての動向を伺います。

3つ目には、公道や公共施設の鉛製給水管布設替えの状況について伺います。

4つ目は、一般家庭宅地内の鉛管布設替えに対する補助の範囲について伺います。

5つ目は、家庭向け浄水器の導入に対する補助を検討できないか伺います。

3件目は、農機具のマッチング事業について伺います。

高齢化で農業をリタイアする農家で不用となる農機具を新規就農者や担い手へ譲渡事業を展

開する自治体があります。町の農業振興策として有効な取り組みであると考えますが、検討できないか伺います。

最後に、不登校対策について5項目伺います。

1つ目は、不登校が過去最多となったことが報じられました。その要因について見解を伺います。

2つ目は、「教育機会確保法」による家庭の意識の変化など影響はあるのか伺います。

3つ目には、教員が児童生徒から受けた相談内容について、把握をしているのか伺います。

4つ目には、生活困窮が不登校に及ぼす影響はあるのか伺います。

最後に、学校が果たす役割についての見解を伺います。

質問は以上であります。簡潔な答弁をいただきますようお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

高齢者独居世帯への支援についてのご質問がありました。

初めに、高齢者一人暮らしの現状と課題についてですが、高齢者の一人暮らし世帯数については、令和6年12月末現在491世帯であり、全世帯数に占める割合は約18.8%となっております。

高齢者の一人暮らしで起こる課題としては、買物や通院、ごみ出し、雪かきなど、日常生活全般において様々な課題が生じる可能性があるかと承知いたしております。

また、家族や友人など、社会とのつながりが希薄になりがちであるため、生きがいの低下、病気やけが、認知症などの発見の遅れといったことだけでなく、消費者トラブルや犯罪、孤独死など、社会的に大きな問題を招く可能性もあると考えております。

一人暮らしを含む高齢者を取り巻く課題は多岐にわたりますことから、高齢者のご家族やご近所、地域の民生委員による見守りなど互助の体制づくりに努めるとともに、高齢者福祉サービスに速やかにつながるよう、引き続き関係機関と連携を図りながら支援してまいります。

次に、暮らしをめぐる手続や仕組みや体制づくりであります。郵便局との包括連携については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正により、郵便局へ委託できる地方公共団体事務の範囲が拡大されました。委託できる主な事務は、戸籍や住民票等の公的証明書の交付、転出届の受付などのほか、マイナンバーカードの電子証明書関連事務とされております。

これらの事務の郵便局との連携につきましては、現在、マイナンバー制度等により事務処理が大きく変化している状況を踏まえた上で、必要な時期に検討してまいります。

また、コンビニ交付システム導入の際に、キオスク端末を独自に設置することも検討しましたが、経費及び設置場所からの距離を勘案し独自の設置を見送っております。

次に、行政区自治会と協業して行政サービスを補完する体制づくりであります。現在のところ、高齢者の見守りとして緊急通報システム事業、訪問給食サービス事業、高齢者見守りネ

ットワーク事業、救急医療情報キット配付事業を実施しているところであります。

団塊の世代が後期高齢者へ移行しており、高齢化率の上昇、高齢者独居世帯の増加など懸念されます。今後、さらに高齢者福祉に係るニーズが高まるものであり、地域の方々とよい連携を図り、支援を検討していく必要があります。

引き続き、地域や関係機関・団体と連携を図り、現在実施している高齢者福祉事業の実施状況を含め、現状の把握に努めながら、行政機関のみだけでなく、より高齢者に近い地域の方々や関係機関・団体との情報共有を深めて体制の強化を図ってまいります。

高齢者が、健康で在宅で安心して生活できる環境づくりに引き続き関係者の協力をいただきながら取り組んでまいります。

次に、独居世帯に係る防犯対策の課題についてであります。高齢者を狙った犯罪は、年々手口が巧妙化しており、その種類も多様化しております。

オレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺に高齢者が巻き込まれる犯罪件数は年々増加しており、また、空き巣や強盗・窃盗については、特に独居世帯が狙われやすい傾向にあります。防犯対策の課題として、独居世帯は社会から孤立しやすい環境に置かれがちであること、加齢による体力や判断力の低下、長年の人生経験から「自分は被害に遭わない、大丈夫」と過信してしまうこと等が挙げられ、犯罪者にとって格好のターゲットとなってしまう危険性があります。

高齢者が安心して生活するために、防犯対策は必須となりますことから、日頃から家族や周囲の人とコミュニケーションを取ることや施錠を徹底すること、必要に応じ防犯カメラの設置や窓に防犯フィルムを貼るなど、高齢者本人が危機感を持って行動することが一番大切となります。

また、高齢者の家族や周囲の方がサポートしたり、本人に注意を促したりすることも重要となりますことから、引き続き、地域や関係機関・団体と連携を図りながら、防犯対策チラシや防災行政無線等を活用しての注意喚起、見守り活動に取り組んでまいります。

次に、厳冬期の生活支援についてですが、生活支援ショートステイサービスは、平泉町生活管理指導事業として社会適応が困難な高齢者に対し、養護老人ホームやケアハウス等の空き部屋を活用し、一時的な宿泊により日常生活に対する指導及び支援を行い、要介護状態への進行を予防することを目的としております。

厳冬期の生活支援ショートステイ事業としての利用については、長期間の利用が見込まれることから活用は難しいものと考えます。これまで同様、関係機関との連携を図りながら、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域の見守り体制の構築や高齢者生活支援サービスの提供に努めてまいります。

続いて、町水道の水安全計画についての質問がありました。

初めに、水質管理目標値に対して、令和6年水質検査の結果についてですが、水道水は水道法に基づき水質基準が定められており、令和6年度水質検査では平泉上水道、長島簡易水道、戸河内簡易水道の全てにおいて水質基準値を満たしております。なお、水質検査結果について

は、町のホームページに掲載しており、定期的に更新しております。

次に、P F A S水質検査の義務化の傾向についてですが、令和2年4月1日に厚生労働省において、義務化ではないが水道水の水質管理目標設置項目に設定され、暫定目標値P F O A ・ P F O Sの合算値で50ナノグラムパーリットル以下が設定されました。

当町においては、令和5年度、令和6年度の2か年にわたり原水、浄水全ての施設の検査を実施して不検出となっております。現在、環境省において義務化となる水質基準項目に向けて検討しているところであり、P F O A ・ P F O Sが水質検査の義務項目となれば町としても対応してまいります。

次に、公道や公共施設の鉛製給水管布設替えの状況についてであります。当町においては、鉛管による漏水事故が多いことから、漏水事故を未然に防止するため平成28年度から毎年上水道事業及び簡易水道事業合わせて50件程度の鉛管の布設替えを行っております。令和6年度末において、全585件中506件の更新予定となり、鉛管の更新率は86%であります。残りの鉛管更新につきましては、単独での更新が困難な箇所につきましては、配水管の布設替え工事と併せて計画的に更新してまいります。

なお、公共施設における鉛製給水管はございません。

次に、一般家庭宅地内の鉛管布設替えに対する補助の範囲についてですが、鉛管の布設替えは、水質の向上と漏水防止対策を目的に町で布設替えを実施しており、個人による布設替えがないため補助については行っておりません。

次に、家庭向け浄水器の導入についての補助の検討についてですが、平泉上水道、長島簡易水道、戸河内簡易水道の全てにおいて、水道法による水道管理基準値内となっており、安心してご利用できますので、家庭向け浄水器の補助は検討しておりません。

続いて、農機具マッチング事業についてのご質問がありました。

高齢等の理由により農業をリタイアする農家と不用となる農機具を、新規就農者や担い手への譲渡事業として検討できないかのご質問についてであります。農機具は高額な物が多く、導入にちゅうちょする農業者や必要とする中古農機具がなかなか見つからないといった農業者もいるものと考えております。そのような中、議員ご提案の農機具を再利用するマッチング事業につきましては、リサイクルできる仕組みをつくることで町内農家の農業コスト軽減と資材の有効活用が図られ、町の農業振興策として有効な取り組みであるものと考えますので、先進事例等を参考にしながら事業の導入に向けて検討してまいります。

私からは以上です。よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えいたします。

不登校対策についてのご質問がありました。

初めに、不登校が過去最多となったことが報じられた、その要因について見解を伺うとのご

質問がありました。

不登校の増加については、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。主な要因としていじめや対人関係の悩み、学業不振や将来への不安、離婚や経済的困難などの家庭環境の変化、発達特性を含む精神的、身体的な健康問題、コロナ禍による生活リズムの変化や学習環境の変化などが挙げられます。

また、デジタル社会の進展により対面での人間関係の希薄化が進んだことも影響している可能性があると言われております。

当町におきましても、不登校児童生徒数が増加しており、適切な支援が必要であると認識しております。今年度の不登校の主な原因として把握している事実としては、小学校、中学校ともに「不安・抑うつ」と「生活リズムの乱れ」が多く、小学校では約8割が、中学校では約6割がこの要因となっております。また、中学校では友人関係のトラブルが原因で不登校につながっているケースが約2割となっており、全国的な傾向とほぼ同じとなっております。

次に、教育機会確保法による家庭の意識の変化など影響について見解を伺うのご質問がありました。

「教育機会確保法」につきましては、不登校の児童生徒に対する支援を充実させ、多様な学びの場を確保することを目的としており、従来の「学校復帰を前提とした支援」から、「児童生徒の状況に応じた多様な学びの保障」へと支援の方向性を転換した点が特徴であると認識しているところです。

本法の施行により、家庭の意識にも変化が見られ始めています。

まず、不登校に対する考え方が、「一律に学校に戻す」から「子どもに合った学びを尊重する」へと変化しつつあり、その意識が広がってきています。

これにより、教育支援センター等の活用が増加し、学校外の学びの場を選択肢の一つとして受け入れる動きが見られるようになってきました。また、保護者の教育に対する意識も変化し、「子どもの意見を尊重し、個々のニーズに応じた学習環境を整える」ことが重視されるようになりました。

当町におきましても、不登校及び不登校傾向の保護者の一部から「子どもに合った学びを考えたい」といった相談も寄せられており、児童生徒一人ひとりの課題に応じた学びの在り方への関心が高まりつつあると認識しております。

こうした変化を踏まえ、児童生徒が安心して学べる環境の整備と多様な学びの支援に努めてまいります。

次に、教員が受けた児童生徒からの相談内容について把握はしているのか伺うのご質問がありました。

各学校におきましては、児童生徒からの相談に随時対応するだけでなく、年に2回から3回、全ての児童生徒との教育相談を計画的に実施し、悩みや不安に寄り添う取り組みを進めております。

また、その際には、事前にアンケートを実施するなど、相談しづらい悩みを見逃さないため

の工夫も行っております。それらの相談内容については、プライバシーに配慮しながらも学校全体で情報共有し、適切な支援につなげる体制を整えていると認識しているところです。

教育委員会といたしましても、必要に応じて各学校からの報告を受けるとともに、その内容を踏まえ、関係機関と連携しながら適切な対応を進めております。今後も学校が児童生徒の悩みに適切に対応できるよう支援に努めてまいります。

次に、困窮が不登校に及ぼす影響はあるのか何うとのご質問がありました。

家庭の経済的困窮につきましても、不登校の要因の一つとなる可能性があることと認識しているところです。具体的には、家庭の経済状況が原因で学用品や通学費の負担が大きくなること、生活環境が不安定になり学習や学校生活に集中できなくなること、保護者の精神的・肉体的負担が増し子どもへのサポートが難しくなることといった影響が考えられます。

しかし、不登校の原因は児童生徒によって様々であり、複数の要素が重なり合っていることが多いため、経済的困窮が直接の要因であるとは一概には言えません。実際に、当町の今年度の不登校児童生徒の中にも就学援助制度の対象となっている児童生徒が一定の割合でおりますが、経済状況のみで不登校に至っているわけではなく、複数の要因が重なっているものと認識しております。

今後も経済的困窮が不登校の一因となる可能性を踏まえつつ、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援に努めてまいります。

次に、学校が果たすべき役割についての見解を何うとのご質問がありました。

学校が果たすべき最も重要な役割は、児童生徒が安心して過ごせる居場所をつくり、魅力ある学校づくりを進めることで、不登校を未然に防ぐことであると考えております。子どもたちが何か悩みを抱えたり、困難に直面したりしたときにも「学校に行きたい」と思える環境を整えることが学校に求められる大きな役割の一つです。

また、こうした環境を整えた上で、児童生徒が気軽に悩みを相談できる仕組みをつくっていくことも大切だと考えております。学校がその役割を十分に果たせるよう、教育委員会としても引き続き必要な支援の提供に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

大変分かりやすく短い答弁をありがとうございました。

何点かだけ伺ってまいります。

誰もが住み慣れた地域で孤立せずに暮らせる社会を実現するためには、やはり仕組みの見直しが急務であります。医療や介護サービスだけでなく、日々の買物支援から財産管理、認知症になった際の意思決定支援、防犯や災害発生時の手助け、亡くなった後の対応など、考えるべき課題はあらゆる分野に及んでおります。

郵便局との包括連携について伺います。

この質問は、長島地区を想定しています。コンビニや銀行のない地域にあっては、郵便局が唯一の金融機関であり、ライフラインの拠点でもあります。住民の生活支援の一部として、住民票の発行や戸籍関係の証明書、各種届出や申請書類など、郵便局で用事が足せるよう町の支所としての業務を委託する包括連携協定を結ぶことを提案いたしましたものであります。

答弁では、必要な時期に検討するというものでありましたが、必要な時期についてももう少し詳しく説明をお願いします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

戸籍住民票、諸証明の発行について郵便局との包括連携の関係でございますけれども、町長の答弁のほうでもさせていただきましたが、過去にも内部で検討させていただいたという経過がございます。

それで、時期といたしましては、現在、戸籍住民票、マイナンバーカードといったシステム関係の改修が今、毎年行っているというような状況でございます。そういった部分のシステム改修が落ち着いた時期に再度、郵便局さんと諸証明の発行、またコスト面の部分も非常に重要なところではございますけれども、そういったところを協議させていただきながら導入に向けた検討の時期が必要ではないかと思えます。

現在、そういった改修を行っているというところでそういった表現をさせていただいたというところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

キオスク端末について伺いますが、この独自に設置する場合、経費と設置場所からの距離を勘案して設置しなかったという判断をされたという答弁でしたが、この距離の勘案という意味について、もうちょっと詳しく説明をしていただけますか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

今回の質問は長島地区というところでの質問だということでもいただいていたところでもございまして、役場と長島地区の距離というようなところで、距離の部分での判断もございまして、キオスク端末の長島郵便局への配置は見送ったというようなところでもございました。どうしてもコンビニでの交付を先行させてといった判断ではございましたが、引き続きそういった距離の部分もございまして、コスト的な部分も含めまして、改めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ郵便局へのキオスク端末の設置については、前向きに検討いただきたいと思います。

郵便局が町役場の支所的な役割を果たせることは、高齢者のみならず住民にとっても生活の利便性の向上は大であると考えられるものであります。

郵便局には常駐社員がいることと、地域に浸透していることが強みであって、高齢者世帯、独居世帯などへの見守りにもそのネットワークは大変有効なものであると思うところであります。

総合計画、高齢者見守りネットワークの目標指針、令和1年が6事業者で令和7年は10事業者でありますことから、取り組みを求めるものであります。郵便局との包括連携協定締結を求める提案の必要性についてはほぼ理解が得られたと思います。その実現に向けて検討されますことにつきまして、次の質問でもまた、伺ってまいりたいと思います。

次に、行政区自治会との協業について伺います。

町が、全ての高齢者独居世帯に生活支援を不足なく届けることは困難であります。今後も人口減が続く将来を見据え、行政が担っていた地域づくりや地域福祉などを住民に委託する仕組みを検討できないかを伺うものです。

各行政区にアイデアを募り、その取り組み提案の必要性と許容性を判断して予算措置をする、地域の課題は地域で主体性を持って考えてもらうというような施策を考えられないか伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

行政区との協業というところでございますけれども、高齢者社会が進展しまして人口減少が進むというところでございまして、その対応につきましては、行政のみが行うというところは限界があるというふうに感じてございます。

地域の皆様と共同して取り組んでいくという必要はそのとおりでございます。仕組みづくりにつきましては、一足飛びには難しいとは思いますが、現在実施しております高齢者福祉事業、それから、そういった部分の検証、地域に潜在しているニーズ把握等行いまして、地域の皆様とまたは福祉関係者団体と情報共有しまして、そういった仕組みづくり、課題解決に向けた取り組みができないかといったところを検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

例えば、これはまちづくり推進課になりますが、コミュニティバスの運行と管理の委託をするとか、そういうことで高齢者の買物支援や通院など、より密着する生活支援に資する取り組みになるのではないかというふうに思います。

また、町民福祉課については、先ほどのキオスク端末を郵便局だけではなくて長島公民館に設置をするという、その運営管理を地域自治会が行うとか、やり方いろいろあるかと思imasuので、ぜひ検討お願いします。

次に、高齢者世帯への防犯対策について伺います。

首都圏で相次ぐ闇バイトを実行役とした強盗事件では、独居老人の家が標的となるケースもあり、高齢者独居世帯の防犯対策は、重要な政策テーマでもあります。

高齢者と社会のつながりを保つ方策や緊急時の連絡ツールの配布と地域との協業体制で未然に防ぐ取り組みが必要と考えます。

犯罪者は、独り暮らしなのか高齢者なのか下見をします。その際に目印としてマーキングをすることが確認されています。高齢者に対する住居周りの点検の注意点と不審と思われる際の連絡、方法などを、広報や防犯対策チラシだけでなく、直接訪問しての指導も行う必要があると思imasuが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

防犯の部分での周知というところでございますが、町長答弁でもお話しさせていただきましたが、防犯対策のチラシ、それから、防災行政無線等の活用というところを触れさせていただきましたが、引き続き警察、駐在所さん等の協力を賜ったり、あとは、民生委員さん、そういったところの見守りを図りながらそういった独居老人の防犯対策の部分、それからまた、支援する側もどういった形の防犯対策が必要か、その辺りの研修も積んだ上で、そういった見守りのところを関係機関の協力を得ながら進めてまいりたいと考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

次に、生活支援ショートステイ事業について伺います。現行の利用規定では、65歳以上の介護保険の非該当の方で、健康状態などで一時的に在宅生活が困難と認められた場合に最大7日間の宿泊による支援を受けられるものでありますが、これを厳冬期の生活支援としても活用できるように条件緩和ができないかを伺っておりました。

長期にわたる利用を求めるのではなく、最大7日間は7日間としての利用を認められないかということをお伺いしますが、再度、お尋ねします。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

厳冬期における生活支援ショートステイ事業の利用についてというご質問でございましたが、先ほどの答弁にもありましたとおり、最大7日間ということで、厳冬期の生活支援ショートステイ、生活指導が必要な方、要介護状態になっていない方を対象とした場合に、現時点では65

歳以上の方ですので、ある程度介護保険を申請していただくことで要支援、要介護の認定を受けた方については介護保険の制度の中でショートステイを利用することができるということで、それに該当しない自立している方でなおかつ日常生活に関する指導が一時的に必要な方となると、現時点では利用される方がいらっしゃらないというところではあるのですが、利用が全くできないわけではないのですが、優先されるのは65歳以上の方ですので、介護保険制度が該当になるのであればそちらの制度を利用してというところでは進めているところがございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

地域と高齢者が困っていることに対して支援する方策と仕組みづくりを検討いただくことを求めて、次に移ります。

町水道の水安全計画について伺いますが、令和6年度の原水検査では、平泉第一、長島地下水で大腸菌が陽性となっております。

大腸菌はその名のとおり人や動物の大腸に生息する菌であります。令和5年度の原水検査では検出されなかったものです。原因について考察を伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

原水における大腸菌の検出についての質問でございますけれども、原水において水道法における基準値はなく、大腸菌は塩素滅菌と処理後の浄水水質において検出されないこととなっております。浄水の毎月の検査においては検出されておられませんので、水質基準値は満たしているということでございます。処理後の水においてです。

以上です。

（「何で原水に入ったかというようなことを原因について考えを聞かせてほしい」の声あり）

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

考えられることと言えば、井戸の渇水時期にそういった大腸菌が出ることがあるということで、渇水時期に低水位になったときに検出されることが原水にはあるということでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

いずれ、井戸といっても北上川にどこかから入ったのでしょうか、きっと。浄水にすればそれは問題がないのはもちろんなのですが、ぜひそうした事例が令和5年度になくて令和6年度に発生している、検出されているということは、もう少し重く見てその状況について調べていた

だきたいということを指摘しておきます。

次に、浄水の残留塩素について伺いますが、水安全計画の管理目標値は、1リットル当たり0.2ミリグラムとされておりますが、平泉浄水池は0.4、長島、戸河内浄水場が0.4から0.45であります。いずれも目標値を上回る数値でありまして、これは平成29年にも同様の質問をしておりますが、次亜塩素酸ナトリウムの注入量の設定値の調整が必要ではないかというふうに思われますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

残留塩素の質問でございますけれども、末端で0.1以上確保することというふうになっておりますので、どうしても検査する浄水池等では高く出ますので、末端では必ず0.1を確保しなくてはいけないということでそういった0.4とか0.45という値になります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

一関市では0.3、花泉では0.25という数値で管理されております。設定量を調整しているということ进行调查しておりますので、ぜひその辺も再度検討していただきたいと思えます。

P F A S について伺いますが、一関市で2か所の管理基準越えが報告されました。そのことを踏まえて、一関市の水道課では、発生源の調査とともに水質検査を年1回から年4回に増やして低塩化対策を取るというふうに報道でございました。

本町のP F A S測定については、令和5年度が浄水で、令和6年度が原水で検査をされました。目標数値の超過はありませんでしたが、この検査の方法として、水質検査は原水、それから、浄水と隔年1回ずつ行う計画ですか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

P F O A、P F O S については、井戸の浅井戸というものによく含まれるということで、最初の令和5年度においては、直接触れる浅井戸と飲み水のほうで検査して、それ以外の部分を令和6年度で検査したということでございます。

それで、義務化といいますか、先ほども言いましたけれども義務項目になれば町のほうでも対応したいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

令和8年度より3か月に1回の検査が義務化されるとの方向が示されております。そうすることによって、検査費用の増が見込まれることとなります。

この増える検査代金が水道料金に賦課され、利用する住民の負担増につながる懸念も生じますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

検査費用については、1か所当たり5万円ぐらいかかるわけですがけれども、当然、水道料金で賄うことになると思いますので、料金改定の際、その費用も含めて検討するような形になります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

以前の質問でもお伺いしたのですが、鉛管の布設替えの更新、完工の予定では、今年当たり令和7年度当たり終了するということの答弁を当時の水道課長よりいただいておりますが、あとどのぐらいで100%になる予定ですか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

鉛管の更新についてですがけれども、総合計画の目標指数では令和7年度でゼロとしているところではございましたけれども、残り、県道横断等の難関工事が残っておりまして、鉛管更新は単独では経費がかさむので、今後予定している配水管の取替え工事と併せて計画的に更新したいと考えております。

そうすると、あと4、5年は更新に合わせて経費の関係でかかるのではと思っております。

議長（高橋拓生君）

次に、家庭用浄水器設置についてであります。この補助を行っている自治体は、奥州市をはじめ福島、千葉、東京など多数ございます。

ただ、主に井戸水を飲用にしている世帯が対象であります。住民に安全な水を供給するための水質管理と残留塩素等についての対策としても、井戸水利用世帯とともに上水道利用世帯への家庭用浄水器設置補助の在り方を検討されたく望むものであります。

金額は1万円やそこらのものですから、50%補助だとしても大した金額とは言えませんが、十分に検討できる内容ではないかというふうに思いますので、検討を続けていただきたいと思っております。

次に、農機具マッチング事業について伺います。

新規就農者や規模拡大を目指す担い手にとって、農機具は高い出費になります。現在、町では営農継続農業機械支援事業補助金を交付しております。大変好評を博しておるのと同時に、申込者数と予算の配分で必要とするときの購入のタイミングと交付決定のタイミングが合わな

くて補助を受けられないとする農業者もあって、使い勝手がいま一つよくない状態です。

そこで、高齢化でリタイアする農家から農機具を安く譲ってもらえる仕組みがあれば、農業生産コストがかさみ続ける中での地域農業を支える仕組みとして有効なものになるのではないかと考えるものであります。

事業の目的は、あくまでも町の農業振興でありまして、高齢農業者から若い担い手や新規就農者への農業承継でもあるものと考えます。大きな予算もいらず、利用頻度も高いと思われ、提案に対しては起用性を満たすものと思えますことから、この事業の実現の可能性について、見解を伺っていきます。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

議員ご提案のこの施策につきましては、非常に農業機械、高額であったり、それから、欲しいときになかなか見つからないといったような状況でございます。町で行っている事業をなかなかタイミング的に必要なときに補助金を使用できないといったようなところもございますので、こういった提案に対しまして、非常に有効な事業であるというふうに認識をしておりますので、導入に向けて検討を始めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

具体的な提案になりますが、空き家バンクならぬ譲渡農機具バンクを町のホームページに掲載し、双方の情報の受発信にて農機具の譲渡を橋渡しをする、譲渡者も喜び、購入者も費用負担が抑えられ、何よりも町が仲介するということの安心感がこうした事業を支えられるものと考えております。

導入に向けて前向きに検討されると今、答弁をいただきましたので、次回以降その検討結果についてお伺いしてまいりたいというふうに思います。

最後に不登校対策について伺います。

文部科学省が令和5年度の問題行動・不登校調査で、不登校の要因に対して学校が把握した事実について質問しています。

結果は、答弁にありましたように、学校生活にやる気が出ないという相談が最多の32.2%、不安・抑うつ相談が23.1%と本人起因の数値が高いことが公表されています。

ただ、調査は学校側の認識であって、子供側の認識とは隔たりがあるものと思えます。

新聞の取材に対して、東日本に住む小学校6年生の女兒が取材に応じて不登校になった背景を語っています。取材に答えた女兒の発言内容につきましては、少し長くなりますので、さきに教育長に文書でお伝えをしておりますが、一番の要因は頑張っても行けない理由がある、みんなと同じなのが苦しい、特別扱いをしてほしいのではなく、少しでも個性や気持ちを分かろうとしてほしいというふうに述べているものであります。

このことについて、感想だけ伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈議員から、事前にある女の子の取材についての文書をいただきまして、事前に拝見いたしました。それについての感想を一言述べるとするのであれば、この女の子はとても繊細な発達特性を持っているお子さんだなというふうに思われます。

例えば、大きな音、みんなで教室の中で大声で騒いでいる音がすごく気になったりする子、やはりいます。あとは、一人の時間がとても大切で、みんなと一緒に外に行きたくなくて、一人の時間で過ごしたいという子もいますし、それから、先ほどのとおり音が苦手という子はヘッドホンをつけて一日過ごしているという子もいます。いろんな子どもが、最近そういう子が増えてきていることも確かです。その子どもたちについて、やはり丁寧な見取りというか、1年生からそういうことであればやはり幼稚園、保育所からのしっかりとした引継ぎが必要なのだろうと思います。いずれそういう子がいるということ、昔はみんなと一緒に外で遊びなさいで済んだことなのだけれども、やはり一人一人のその特性に応じた配慮はしていかないと、これからどんどんそういう子が増えていくときに学校に来られないで苦しんでしまう子がいるなどというのをすごく感じております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

平成29年度に施行された教育機会確保法ではありますが、学校以外での多様な学びを支援する方針が示され、無理して学校に行く必要はないという意識が広まったと言われております、教育長答弁のとおりであります。

平成29年度に14万4,031人だった不登校が、同法施行以来の6年で20万人以上も増えたとされています。同法が示した方針が適切であったのか、根本的に見直す必要を感じるものであります。ただ、都市部との地域性もあって、この教育機会確保法については、感想だけを述べておくことにします。

次に、生活困窮が不登校に影響していないかについてであります。生活保護受給世帯や住民税非課税世帯を対象にした調査など、保護者への面談等は実施したことはあるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

生活困窮に関するご質問ではございますが、当町といたしましても、就学援助と言った取り組みを行ってございます。その就学援助の認定に当たり、いろいろと申請書等を確認しながら、

認定の業務を行っているというようなところでございますが、その中で必要に応じて保護者からのお話を伺ったりといったようなことはしておりますが、直接的に保護者等と面談したというようなことはこれまではございません。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

学校から児童に対して、学校は楽しいかといったようなアンケートを実施するわけにはいかないでしょうか。そして、その分析をする。楽しくないと回答したのが割合として幾らなのか。また、その理由として挙げられるのは、困窮なのか、いじめなのか、授業についていけないのか。先ほど、事前に教育長にお渡しした子どものように、内面のものが左右しているのかなど、学校生活に対しての子どもの気持ちを把握する取り組みを提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

学校生活アンケートについては、岩手県で東日本大震災を機に始まったアンケートがございます。これがずっと今でも続けられておりまして、その中でも学校が楽しいかとか、友達関係のことについて聞かれているアンケートは毎年実施しております。その中で気になっている子どもについて、特出しして面談をするということもずっと続けられておりますので、そういう点ではアンケートは実施されて実のあるものになっていると思います。

それから、全国の調査でもアンケートも実施しております。ですから、アンケートについてはそれぞれの形で行っているものと認識しておりまして、その結果についても活用してございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

終わりにしたいと思っておりますが、不登校が急進した要因には、新型コロナ禍の影響で生活リズムが崩れたこと、または保護者等の意識が変化したことが指摘をされておるわけです。

児童生徒は様々な事情を抱えておって、ただ、やる気ということだけに責任をかぶせても効果的な対策は十分に立てられないものと思います。

子どもたちを学校教育から遠ざけないように、家庭訪問などでより詳細な家庭状況把握に努めるとともに、教員の質を高める取り組みもまた重要だと考えます。

学校が果たす役割は、学習面だけではなく、集団生活の中で子どもたちが嫌なことやうれしいことを体験しながら人との関わり方を身に付けていく成長の場となることも大事であるとい

うふうに思います。

間違っても行く必要はないなどという意識を持たせない取り組みをされますように願うものであります。

何か感想があれば伺っておきますが、いいですか。

では、以上で私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで、真籠光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時33分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

通告2番、公明党、大友仁子でございます。

それでは、一般質問させていただきます。

1番、安心して安全な子育て環境の整備について伺います。

少子化は想定を大きく上回るスピードで進む中、誰もが子どもを安心して産み育てられるべきと考えます。昨年4月には「こども基本法」が施行され、子育て支援課が設置されました。

子どもも親も希望を持って幸せを実感できる施策を進めるべきと考えます。

そこで、（1）番、0歳児の見守り訪問事業「あんしんおむつ宅配便」に取り組む予定はあるか伺います。

（2）番、保育施設での紙おむつのサブスクリプションサービスを取り入れる考えはないか伺います。

（3）番、見守り訪問事業を実施した際に、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員、産後ドゥーラに取り組む予定はあるか伺います。

（4）番、HPVワクチンのキャッチアップ接種状況と周知について伺います。

2番、高齢者福祉支援充実について伺います。

（1）番、带状疱疹予防ワクチン接種状況と、今後、町として国の助成金に上乗せし助成する考えはないか伺います。

（2）番、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査に聴覚検査を取り入れる考えはないか伺います。

（3）番、高齢者の補聴器購入に助成する考えはないか伺います。

(4) 番、役場窓口に軟骨伝導イヤホンを導入する考えはないか伺います。

質問は以上となります。答弁よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

安心で安全な子育て環境の整備についてのご質問がありました。

初めに、0歳児の見守り訪問事業、「あんしんおむつ宅配便」に取り組む予定についてであります。見守り訪問事業は、乳児を養育している家庭に対して、見守り支援員が紙おむつを届けながら生活状況等を把握するとともに、子育て世帯の孤立の防止や育児不安等に対する必要な支援につなぐことを目的とした事業であります。

当町においては、乳児全戸訪問や乳児一般健診のほか、離乳食教室や子育て広場などを実施し、乳児と保護者の健康状態や生活状況を把握しております。あわせて、相談などの機会を捉え必要な支援にもつなげていることから、引き続き既存事業の活用を図りながら、子育て世帯への支援拡充に努めてまいります。

次に、保育施設での紙おむつのサブスクリプションサービスを取り入れる考えについてですが、保護者の生活スタイルや働き方が多様化する中で、保育施設での紙おむつサブスクリプションサービスの導入は利便性や価格における負担軽減など、忙しい日常の中で保護者にとって重要な要素と認識しております。

子育て支援の一環として、このようなサービスの導入に向けては、まず保護者へのアンケートの実施を通じて保護者の声に耳を傾け、保護者や保育施設がサービス内容を十分に理解した上で、利便性や価格面などのメリット、そして保育環境での必要性などを踏まえながら、子育て支援の観点から総合的に判断してまいります。

次に、見守り訪問事業を実施した際に、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員に取り組む予定についてですが、産後ドゥーラは出産した女性が母親となっていく大切な時期に寄り添い支えるサポーターとして、産前産後のお母さんの心身のケア、育児、家事サポートを行う母子専門支援員であり、資格試験による認定を受けた方と認識しております。

産後ドゥーラは、妊娠期から乳児期において家事や育児を中心とした訪問支援サービスであり、当町では同様の事業として、令和6年11月から、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施しております。今後も、この事業が支援を必要とする子育て家庭に対してサービス提供が図られるよう、関係機関と連携しながら事業制度の周知を図り、支援に向けたサポートプランの作成を含め、事業の拡充を図ってまいります。

次に、HPVワクチンのキャッチアップ接種状況と周知についてですが、接種状況は令和7年1月末時点で対象者が223名であり、そのうち78名が完了し、接種完了率は35%となっております。また、1回目のみ接種済みの方は7名で、2回目までの方は37名となっております。1回以

上接種済みの方の割合は54.7%となっております。

対象者への周知についてですが、平成9年度生まれから平成17年度生まれの方へは令和4年12月に、平成18年度生まれの方へは令和5年7月に、それぞれ通知と接種券を送付しております。今年度の対応におきましても、接種未完了者及び平成19年度生まれの方に対しては令和6年7月に個別の勧奨通知を送付しております。

また、キャッチアップ接種の実施期間は、当初、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっておりますでしたが、ワクチンの供給不足の状況等を踏まえ、厚生労働省が令和7年1月に条件つきで接種期間の1年延長を決定したことから、その対応周知に向けて、接種未完了の方に個別通知を令和7年2月に実施したところであります。

そのほか、町ホームページや町公式LINE、町の子育て情報配信サービスなどを活用しながら、広く情報提供を行ったところであり、今後も接種状況の推移を見ながら、接種率向上に向けて情報を発信してまいります。

続いて、高齢者福祉支援の充実についてのご質問がありました。

初めに、带状疱疹予防ワクチンの接種状況と、今後、町として国の助成金に上乗せし助成する考えについてお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは任意接種となっておりますが、その発症予防と重症化予防を鑑み、令和5年7月より65歳以上の5歳刻み年齢の方を対象に、生ワクチン、不活化ワクチンともに1回当たり4,000円を上限として接種費用を助成しています。

接種状況については、令和7年1月末現在、生ワクチンで接種した方が92名、不活化ワクチンで接種した方は延べ32名で、接種率は2割程度となっております。

带状疱疹ワクチンは、令和7年4月1日より定期接種化となることも踏まえ、不活化ワクチンの接種費用助成額を増額する予定としており、引き続き带状疱疹の発症予防と重症化予防に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査に聴覚検査を取り入れる考えについてお答えをいたします。

特定健康診査は、40歳から74歳までの被保険者を対象に、身長、体重、腹囲、肝機能、血中脂質、血糖、尿検査と血圧測定、既往歴調査を基本的な項目として実施しております。健診項目につきましては、高齢者医療確保法に基づいて必須となっている項目を実施しているところであります。

特定健診で基本的な項目を実施した料金につきましては、特別交付金として県補助金の対象となっておりますが、聴覚検査につきましては特定健診の必須項目として含まれていないため、実施する場合は町国保が独自で費用を負担するものとなります。

現在の国民健康保険事業の財政状況では、財政調整基金を取り崩しながらの運営であり、独自で費用を負担するのは難しい状況にあります。聴覚については、肝機能や血糖など体内の機能に比べ、自覚症状を伴う場合がございますので、聴覚に不安のある方はまずは保健センターにご相談いただくか、耳鼻科で専門医の診察を受けていただきたいと思いますと考えております。

次に、高齢者の補聴器購入の助成についてお答えをいたします。

高齢者の補聴器購入については、近年、加齢性難聴により認知症のリスクを高めるという研究もありますが、当町においては難聴の要因ともなる生活習慣病対策や社会的孤立の予防に努めているところであり、現時点では町独自での助成制度の創設は予定してはおりません。

次に、役場窓口で軟骨伝導イヤホンを導入する考えについてお答えをいたします。

耳周辺の軟骨の振動で音を伝える技術、軟骨伝導を活用したイヤホンで、県内の自治体や金融機関で順次導入されていることは報道等により承知しております。この軟骨伝導イヤホンは、耳の軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、通常のイヤホンと比べ、相手の声などが聞き取りやすいとされております。

町では現在、窓口において会話が聞き取りにくい方に対しましては、担当職員が筆談やゆっくりと話しかけるなど、本人の要望や状況に合わせ、相手が聞き取れることを確認しながら対応しているところであります。高齢化が進展している中、窓口対応でサポートが必要となる方が多くなることが想定されることであり、軟骨伝導イヤホンは来庁者とのコミュニケーションを円滑に取ることができ、スムーズな窓口業務が図られる効果が望めることから、今後庁舎内の関係課との協議を踏まえ、整備を検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

最初に、昨年、同僚議員も言われましたが、乳児の1日当たり紙おむつ代の費用は、年額にすれば相当な金額となります。0歳児の紙おむつの使用枚数は1日平均7枚掛ける30日で、1か月210枚、金額にして月に約4,600円、年額にすると5万5,200円となります。しかも、金銭面だけではなく、精神面においても支援が必要と考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

紙おむつ代につきましては、今、議員がおっしゃるとおり、1日10枚使って、年間にすると、大体1パックが5、6千円するというふうに私も理解しております。年間で、やはりいろいろな種類があるので、物によっては5、6万円かかるというふうな経済的な負担、負担という言葉がいいのか分かりませんが、そのぐらいの経費はかかっているだろうと思います。

そこで、当町では考えの一つの中に、国の事業で、子どもを出産した場合、それから妊娠している時点で、国のほうで5万円ずつの10万円の出産応援給付金というものをやっているのですが、それとは別に町独自で、子どもを出産した際にお祝い金として、自由に使える金額として5万円を給付しております。これは、他の市町村では、国の事業ができたことによってやめている、その事業に乗り換えてやっているところもございます。そういった部分で、そういっ

た出産した後での経費に対しても、そのような町独自のそういった支援として給付していることがございますので、そういった部分を活用していただきたいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今、国と町独自の5万円ということではありますが、一関市では、ご存じだと思うのですが、乳児見守り訪問「あんしんおむつ宅配便」を創設しました。一関市では、市内の0歳児の子育て世帯に定期的におむつをお届けしながら、赤ちゃんと保護者の見守りを行う子育て支援乳児見守り訪問事業を昨年10月から行っております。金銭面だけではなく、そういう見守りという意味で取り組んだらいかがですかという私の思いがあります。

そして、また一関市長は、昔は家にいる家族やご近所さんなど、いろいろな人が相手をして赤ちゃんの世話をしていました。しかし、今はそれが難しい時代。その代役として考えたのが「あんしんおむつ宅配便」で、生協さんにも協力いただきましたということで載っております。そして、一関市では今、言いましたが、0歳児がいる子育て世帯に紙おむつを配達しながら、子供と保護者を支援する乳児見守り訪問事業「あんしんおむつ宅配便」を開始しました。それで、生協さんが携わって行う事業になりますが、生協さんは自分もそういう子育て経験のある方が配達業務をされるということで載っております。

この事業は、子育て世帯の孤立や育児に関する不安の解消を図り、早期支援につながることを目的であります。市内に住所があり、昨年4月1日以降に生まれた0歳児を養育している保護者が対象、子育て経験のある女性職員さんが訪問して、生後2か月から1歳の誕生日まで3か月に1回、子供1人当たり1回につき2パックの紙おむつを対象者の自宅に無料でお届けしながら、子育てに関する相談を受け付けて、それを市の支援に結びつけるという事業であります。

この事業なのですが、ぜひ金銭的にもありますが、精神面で支えるという意味で、この事業に取り組む考えはないでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

先ほどの答弁につきましては、金銭的なところのご質問がございましたので、その部分だけを答弁させていただきました。

今、議員おっしゃるとおり、「あんしんおむつ宅配便」の事業につきましては、今、一関市のお話をされて、この内容につきましては私も存じ上げておりました。この宅配便事業につきましては、今、全国的にも様々な市町村で展開されているところがございますし、今言った0歳から1歳児の間に、一関市の場合には3か月に1回だったと思いますが、例えば兵庫県の明石市などは、もう先進的なことで、毎月配付しているというようなこともあります。それは経

済的支援のみではなくて、本当に毎月、そのご家庭が母子、いわゆる乳児の方と、それから産婦さんというんですか、その方々の健康状態や悩みを常に聞くような部分として取り組みをされています。

ですので、その部分につきましては町長が答弁したとおり、私たち町としても、経済的な部分については先ほどのような支援をさせていただいております。それから精神面の部分につきましては、先ほどお話しをさせていただきましたが、1歳までの間に事業としては、まず医療機関と連携しているのは、当然、乳幼児の一般健康診査ということで、1か月、それから3、4か月、6か月、7か月と年4回ほどあるのですが、それは医療機関と連携しながら、直接ここに来てもらうわけではないのですが、そういったことがちゃんと受診されているかどうか、そしてご家庭が、母子がどういう状況なのか、必要であればそういった情報を連携しながら支援につなげているということもございます。さらに当課の保健師のほうでも、赤ちゃんが生まれたとき2か月たったときには必ず家庭に全戸訪問しているという取り組みをさせていただいております。

地域での取り組みや、民生児童委員が同じように赤ちゃん訪問をしているというような状況も行っておりますし、一方では子育ての事業として、ピョピョ広場みたいに1歳未満のお子さんと親子で参加していただくというような取り組みもしておりますので、常に様々なサービスを支援していくことは必要かもしれませんが、ある程度既存の事業で現在適応できているのであれば、それを充実させていきたいというふうに考えているところもございます。

なお、訪問ということが中心になるのですが、私たちは新しく子育て支援課、こども家庭センターというのを、母子とそれから児童福祉と併せ持った機能を持っておりますので、必要であればそういった部分を常に皆さんにも意識させていただいて、お電話をいただくとか、必要であれば来られるのであればそういった当方に来ていただいて、様々な相談をしていただきたいというようなことをこれからも周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

平泉町の令和5年度の出生数17名掛ける4,600円、掛ける4回で31万2,800円かかる計算となります。年々減少している出生数ですので、町の次世代を担う、年々減少している子どもと保護者のために、「あんしんおむつ宅配便」に取り組むべきと考えます。

では、次に保育園での取り組みになります。紙おむつ定額制で、これもまた一関市で取り組み始めた事業になります。先月から施行しております。紙おむつ定額制ということで、一関市は紙おむつのサブスクリプション、定額制サービスを市内の公立保育施設17か所で開始します。紙おむつの記名や保育施設への持ち込み、在庫管理などに関する保護者や保育士の負担を軽減することが目的であります。2月、3月は無料で試行し、4月から本格的運用を始めます。県内の公立保育施設で、このサービスを導入するのは一関市が初めてということになります。

このサービスは、市内の公立保育施設に通う園児の保護者が、毎月定額の利用料、月額税込み2,290円を事業者に支払うことによって、紙おむつ、お尻拭きが事業者から施設に直接届けられ、園児が制限なく使用できる仕組みだそうです。対象は紙おむつを使用している全ての園児で、利用を希望する保護者は事業者に直接申し込むそうです。事業者は、保育関連事業などを展開しているブリッジウェル、本社が東京みたいなのですけれども、こういう取り組みを行うということなのですが、今まで保育所ではこういった紙おむつについての保護者のアンケート調査などは行っていませんでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺長島保育所長。

長島保育所長（小野寺崇君）

今のご質問、おむつのサブスクリプションについての調査というのは、議員おっしゃられましたとおり、近隣の一関市さんで始めたということがございまして、現在、サブスクリプションについてのアンケート調査を長島保育所、平泉保育所、両保育所で0歳児から2歳児までを対象に実施をしているところでございます。

年齢や成長度合いによりまして、おむつの使用量とかも変化していくということが1つ考えられますし、あともう一つは4月から新入所児が入ってくるということで、現在、面談等も行っておりましたので、その機会を捉えながら、保護者のニーズ把握、それから要望等も踏まえて、現在アンケート調査を実施しているというところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今、課長がおっしゃられた枚数とか量は、使い放題ということで載っていますので。

それで、一関市がやっぱりアンケート調査をしたそうなのです。そうしたら、毎日の補充一枚一枚に名前を書くのですよね。名前を書いて、保育園に持って行って、その負担、名前を書く時間とか荷物の多さが大変だということが多く寄せられたそうです。そして、この事業を始めたと言われております。

一方、保育施設でも、園児ごとに紙おむつの在庫を確認して保護者に補充を依頼することや、はかせ間違いを防ぐための対応などもあります。一関市では、同サービスの導入により、保護者と保育施設の双方の負担が軽減されて、子どもと向き合う時間が増えるほか、保育士が働きやすい環境や保育人材の確保、保育の質の向上も図られると見込んでおります。各施設で園児の保護者に意向を調査した上で、希望者を対象に行うということになっております。

これはすばらしい取り組みだと思うのですが、もう一回、この取り組みをする考えはないでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

一般的にサブスクと言われているもので、すみません、サブスクというふうに答弁させていただきますが、これにつきましては議員おっしゃるとおり、まずメリットとして今、お話しのところをまた重複することになりますが、これは保護者のやっぱり手間を減らすと、今言ったとおり、毎回毎回おむつに名前を書いて補充しなければいけないと。現場としての考え方としては、やっぱり保育士がそういった部分での管理をしなければいけないと、一人一人管理をして、足りなくなった場合にそれぞれの保護者にそういう連絡をするというふうな部分の負担というふうなところがあるということで、こういったサブスク利用でお互いに負担を軽減しながら、現場としては子どもと接する時間、そういった部分をさらに拡充していきましょうというふうな意図もあるかと思います。

ただ、問題ではないのですが、今たまたま一関市さんは2,290円の定額制に入っているのですが、それぞれのお子さん、乳児がどういったおむつをしているのか、それによって例えばかぶれとか、そういった部分があるので、皆さんそれぞれ同じものを使っているものではないと思います。そして、それによって値段が、たしか2,500円から3,500円の定額制の幅がございます。そういった部分で、それぞれ取り組んでいる町は任意制ですね。つまり、任意制として、利用する方と利用しない方というふうな部分でやっているところもあります。

一方で、強制的に0歳児のクラスは全部やるといった場合、というのは、結局任意制にすると、それほど保育士の負担が減るだけではないのです。やはり、使われている人、使われない人の管理は別々にしなければいけない、補充も別にしなければいけないというふうな部分と、契約の仕方も様々あり、現場として負担になるケースもございます。

この事業をどういうふうにしてやるかという議論もこれから必要になってくる。1社の業者をお願いするので、おむつで皆さんがある程度理解して、皆さんでそういった方向に向けるかどうか、金額的なもの、ブランド的なもの、それから現場としてどういう管理がいいかというのも、アンケートを見ながら、アンケートの結果だけではなくて、やはり皆さんで話し合いをするような機会が必要ですので、あくまでもお互いの負担や、それから効率的な保育につながるようなものであれば、そのような方向で検討を進めていかなければいけないのかなと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

そのようにお願いいたしたいと思います。

次に、産後ケア体制の支援拡充について伺います。

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在大きな課題になっているのが出産前と直後の対応です。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要です。

出産により、女性の心身には大きな負担が生じます。特に、出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚、晩産により、女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなってきています。良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、さらには産後早期の親子関係が、虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割も果たすと言われていています。

したがって、出産直後の母親への精神的、身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。訪問支援員が家庭を訪問し、家事支援、食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行や悩みの傾聴、保育所の送迎支援など、多岐にわたるサポートを実施し、孤立防止や虐待リスクの未然防止につながるとされる子育て世帯訪問支援臨時特例事業があります。この事業では、自分から発信できない、声を上げられない子育て家庭が多くある中、孤立を深める前にこちらから積極的に手を差し伸べることで、不安解消、負担軽減につなげるホームビジター、育児経験者のボランティアや民間でそれらの資格を持つ産後ドゥーラの活用など、当事者に寄り添う手厚いサポートを可能とし、実施する自治体が増えて、利用者も増えているということです。

当町でも同様の事業として、令和6年11月から実施をしているとの答弁をいただきましたが、昨年11月から4か月間でこの制度を利用された方の利用状況と、この制度は有料になるのか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

昨年11月から実施しております平泉町子育て世帯訪問支援事業でございます。実際の利用については、今のところございません。0件ということになっております。

ただ、こちらからこういった支援を必要とする家庭に対して、サポートプランというのも当然つくっておりますし、そういった家庭の方々にはこちらから大分アプローチはかけております。こういった事業を活用しませんかというふうなところですが、なかなか支援、必要とするのであれば多分活用したいということになるのですが、まず自ら子育てなり家事なども夫婦でやっていきたいとか、そういったことで、この事業に至っているものではないです。これは本当に必要な方に対して情報を提供しながら、知らなかったということにならないように、情報提供しながらやっているというふうなことでございます。

ですので、結果としては0件でございますが、情報発信は様々な団体、それからホームページなどを通して周知は図っているところでございます。

以上です。

（「金額も」の声あり）

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

金額でございますが、利用者負担でございますが、区分がございまして、生活保護世帯とか非課税世帯、それから市町村民税の所得割課税額が7万1,101円未満の世帯は0円ということですので。ある一定程度の所得がある方については、それ以外の方については1時間当たり1,500円、それに加算金で1回当たり930円という経費がかかることになっております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

当町での産後ケア事業の具体的内容について伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

当町での産後ケア事業でございますが、産後の授乳や育児などについて、お母さんのケアを含めた指導を助産師が行うということで、ただ回数が制限ございまして、母子1組当たり助産師の訪問を3回以内というふうなところでございます。

令和7年度から考えているのは、助産師がその家庭を訪問するのではなくて、そちらの助産師のほうの施設のほうに集団として行けるといような、いわゆる来るだけではなくて行ける方向も考えながら、事業を拡充していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

産後ケア事業なのですけれども、とても大切だと思っていて、例えば北上市では、午前9時から4時まで、1日その施設に行くと、子どもさんはスタッフが全部やってくれと、お母さんは心身をリラックスして過ごせるという事業があるそうです。これ、1日1,000円だそうです。すごいいい施策だなと思っています。こういったことはご承知でしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

全ての市町村でのある程度の情報を全部つかんでいるものではございませんが、当町では基本的に母子1組当たりの助産師の訪問回数3回以内の場合は、町で負担するので、ご本人にとっては無料というふうな扱いにしております。

ただ、時間的には家庭のほうに訪問するので、朝から晩までというふうなのでなく、ある程度時間が定められていると思いますが、こういった部分は今、議員おっしゃるとおり、特にも先ほど虐待という言葉が出ましたが、ほかの市町村でやっている趣旨の目的の中に、0歳から

1歳児のあたりの虐待が死亡につながるケースが非常に高いというふうな、そういった統計と
いうか、そういった部分が発表されているので、特に0歳から1歳児の家庭に対しては手厚い
事業というか、支援をしていかなければいけないというふうには考えているところでございま
す。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ、検討していただければと思います。

それで、この間頂いた平泉町子ども・子育て支援事業計画の中に、平泉町子ども・子育て支
援事業計画3期では、誰もが安心して子育てできるまちづくりを基本理念とします。そして、
平泉町で子育てしてよかったと思われるように、これまで平泉町で培ってきた歴史、文化、自
然環境、コミュニティーなどを生かした子どもや子育て家庭を主体に、関係者の包括的な支援
によって、誰一人取り残さない、誰もが安心して子育てができるまちづくりを目指して施策を
推進しますとうたっておりますので、ぜひ子どもと保護者に寄り添った施策をお願いしたいと
思います。

次に、子宮頸がんワクチンについて伺います。

何回か、私ども今まで取り上げさせていただきました。女性の健康維持のために、HPVワ
クチンは本当に大切なワクチンですので、3月1日の新聞に掲載されておりました。アメリカ
でのデータになるのですが、20歳から24歳の女性を対象にして、ワクチンを打って8割が減少
したという事例がありました。

答弁ありました1回以上接種済み者の割合が、対象者の半分以上の54.7%になっていると伺
いました。これはすごい画期的な数字だと思います。そして、接種未完了の方に個別通知を今
年2月に実施していただきました。これはなぜかという、今年3月までに1回接種すれば、
1年間は無料であと2回接種することができます。

答弁に、今後も接種状況の推移を見ながら、接種率向上に向けて情報を発信してまいります
と伺いましたが、それでも接種未完了の方が出るとは思われますが、その方への周知は今後どの
ようにしますでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今回のキャッチアップの関係で、対象年齢が平成9年から平成20年までに生まれた方々に、
また個別勧奨通知をさせていただきました。これは今回に限らず、もう数回にわたってそうい
った周知、いわゆる勧奨行為をさせていただいております。その結果が、今、議員おっしゃる
とおり、当町の1回以上の方が54%と。これは昨年12月末現在の状況であれば、県平均の48%
ちょっとの数字よりは上回っておりますし、県内でも60%をたしか超えているところが2か所

しかなく、ほぼ皆さん50%台だということで、それぞれの対象者の方、そのご家族の方が大分、今いろいろな媒体を使って周知されていますので、意識が高くなってきているのだなということとは痛感しております。

ですので、この機を逃さず、今回も1月に国からそのような通知があったので、即、当町では2月、3月までの期間に1回打ってもらえれば、また1年間公費負担でできますという周知をさせていただきました。

それで、今、ご質問のあったとおり、状況を見ながらというふうなことになると思いますが、毎月毎月出すのがいいかどうかというふうなことではないと思いますので、まずは個別の勧奨通知というのは、やはり状況を見ないと、もう終わった方もいらっしゃるのでは、それはタイミングを見ますが、機会を捉えて常にホームページのところに今、掲載もしておりますし、町のLINEなどを対象にしながら、常に情報だけは途切れることなく発信をしていきたいというふうにご考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

では、そのようによろしく申し上げます。

あと、次に带状疱疹予防ワクチン助成について伺います。

今まで、65歳から5歳刻みではありますが、本当に町民の皆様は喜んでおります。带状疱疹の中身については皆さんもご存じなので割愛しますが、今、若い世代でもすごく罹患するという情報もあります。

令和7年4月1日より定期接種化となります。接種費用の一部が公費助成されます。国からの助成は、生ワクチン、不活化ワクチン、それぞれ金額は幾らなのでしょう、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

带状疱疹ワクチンにつきましては、不活化ワクチン、定期接種化になってからは組換えワクチンという名称になるそうですけれども、標準的な接種費用は2万2,000円前後ということで聞いております。また、生ワクチンにつきましては8,000円から9,000円ということで聞いております。国の費用というのは総接種費用の3割について普通交付税措置が講じられるというところで、自己負担につきましては各医療機関のほうに町の接種費用を除いた額が自己負担ということでご負担いただく形になります。

これまでは、1回当たり4,000円ということで、生ワクチンにつきましても不活化ワクチンにつきましても1回4,000円の上限ということで、接種費用を助成していたところでございますが、定期接種化に4月1日からなるということ踏まえまして、先ほどの費用、1回当たり4,000円というところを不活化ワクチン、4月以降は組換えワクチンになりますが、そちらのほうは1回の費用が2万2,000円前後と高額であることから、1回当たり1万円ということで費用の増額

をする予定としております。

引き続き、定期接種化以降も対象となる方に带状疱疹の発症予防と重症化予防について周知に努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

そうなると、生ワクチンのほうには助成は行かないということになりますね、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

生ワクチンにつきましては、従来どおりといたしますか、1回接種になりますので、約半額、4,000円の助成ということで予定しております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。

では結論から言うと、4,000円の今までの助成プラス国の助成でいいんですね、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

国の助成というか、交付税措置されるというところがございますので、そういった面もございまして、町として従来の任意接種より一段費用の助成を増やすということで、不活化ワクチンについては1回4,000円から1万円に増額ということで予定をしております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。それでは、次にいきます。

高齢者の補聴器購入助成に関してなんですが、難聴があると他者とのコミュニケーションが取りにくく、会話がうまくつながらないことから、高齢者や障がい者の方々がひきこもりがちになります。最近の海外での研究成果では、中年期に難聴があると、高齢期に認知症のリスクがおおよそ2倍上昇するというデータが発表されています。また、補聴器を直接に用いることで、認知症の発症リスクが軽減するという海外からの報告もあります。

また、難聴は高齢者の日常生活や生活の質にも関係しています。一般社団法人日本補聴器工業会の一昨年度の調査によると、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人にのぼり、高齢化に伴い今後さらに増えると見込まれております。一方、同調査では医療機器が高額なことを理由に、補聴器所有率が難聴者の僅か15.2%しかないことが分かっております。

そこで、まず地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下で、聴覚補聴器を必要とする人々への情報提供の機会や、補聴器等のお試し利用ができる場所の整備など、高齢者が自分に合った聴覚補聴器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

ただいまの高齢者の補聴器購入につきまして、お試し利用ですとか情報提供などをしていってはいかがかということだったかと思いますが、高齢者の介護予防事業等でも加齢性の難聴に関する講話などを言語聴覚士さんからしてもらった経過もございます。継続して、そういったことを住民の方に周知できるように、引き続き努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

新聞などでもよく掲載されておりました。例えば、愛知県医科大学の耳鼻咽喉科の先生によりますと、認知症予防が期待できるということで、加齢性の難聴が進行する一因として、大きな音にさらされることが上げられる。大き過ぎる音が入ると、音を感じる耳の中の細胞が傷つくことにより進行する。一度損なわれた細胞は自然に再生はできません。男性の場合、70歳代では五、六人に1人が日常生活に支障を来すほどの難聴を抱えています。そのままにしておくと、会話や社会的交流が減少し、鬱や無気力、認知機能の低下につながります。

補聴器を使うことで、一部の認知機能低下を防ぎ、認知症予防に一定程度の効果が期待できます。難聴に関する社会的な啓発も重要です。それほど困っていないなどと耳鼻科を受診しない人も多いです。難聴を放置している間に、認知機能の低下やフレイルが進行してしまうことを、幅広い世代の人に知っていただきたいということがありました。

そこで、私たちの地域においても、聴力の低下に悩む高齢者が医師や専門家の助言の下、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入の費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

議員からのお話があったとおり、高齢者におきまして加齢性の難聴が、鬱であるとか認知症であるとか、社会的な孤立につながっていくところは承知をしているところです。

聞こえにつきましては、生活習慣病対策というところも重要だと捉えておりますので、生活習慣病対策をしつつ、そして加齢性難聴によるそうした弊害についても啓発に努め、社会的孤立の予防に努めるというところでは、住民の皆様にも十分周知をしてまいりたいと考えているところではございますが、現時点では町独自で助成をするという予定はしておりません。今、申し上げましたとおり、これまでどおり生活習慣病対策、通いの場、健康教育の場において、

そうした難聴に関すること、補聴器に関することも含めて情報提供をしてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは最後に、軟骨伝導イヤホンについて伺います。

これも一関市では、去年の11月23日の新聞報道にありました。一関市は、耳の聞こえづらい人が安心して窓口を利用できるように、軟骨伝導イヤホン1台を導入しました。ご存じだと思いますが、県内においても奥州市、北上市、花巻市、次々と導入をしております。金融機関等も導入しております。

そんなに高いものではないので、試したことありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

軟骨伝導イヤホンでございますけれども、近隣市、あとは金融機関等に入っているところで承知しているところがございます。先日、一関市の生活環境課に導入されているということで、担当の者と2人で実際、実物のほうを見て体験してきたところでございます。大変コンパクトで、私もかけてみたのですけれども、ノイズがなく非常に耳に入ってくるというような機械でございましたので、窓口を担当しているほかの課とも話をし、そういった整備に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、ぜひ検討していただいて、コミュニケーションが取れる窓口であってほしいと思います。

それでは、質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時38分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、千葉多嘉男議員、登壇、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

通告3番、千葉多嘉男です。

それでは、事前に通告しておりました2項目について、質問をさせていただきます。

国民健康保険事業についてでございます。平成30年度より新たな国保制度が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の在り方の見直しや公費の拡充による財政基盤の強化が図られておりますが、国民健康保険が抱える構造的な問題に加え、少子高齢化の進展、被用者保険の適用拡大に伴う被保険者の減少や、昨今の物価上昇の影響などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境はますます厳しさを増していると認識しているところでございます。

つきましては、1つ目の国民健康保険事業の運営状況についてでございます。

国民健康保険事業は、平成30年度に財政運営主体が岩手県に移行され7年目になり、令和4年度からは単年度実質経営収支額が赤字に転じ、財政調整基金の取崩しによる財政運営を行っておりますが、国民健康保険事業の運営状況について伺います。

2つ目でございます。保険料水準の統一化の見通しについてでございます。

岩手県の運営方針では、県内の被保険者間の公平性確保の観点から、同じ所得水準・世帯構成であれば、同じ保険料水準となる完全統一を第4期運営方針期間中に実施することを目指しておりますが、その見通しについて伺います。

質問は以上となります。答弁のほど、よろしく申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険事業についてのご質問がありました。

初めに、国民健康保険事業の運営状況についてお答えいたします。

平泉町国民健康保険事業につきましては、平成25年の税率改正以降、医療費の抑制と保険料の徴収の向上に努めたことにより、令和3年度まで財政調整基金に積立てを行ってまいりました。しかしながら、令和4年度から単年度実質経営収支額が335万円の赤字に転じており、財政運営主体が岩手県に移行した翌年の令和元年度をピークに、単年度実質経営収支額は減少傾向にあります。

赤字に転じた主な要因として、町が県に納める事業納付金の歳出に占める割合が増加傾向にある一方で、被保険者が減少したことで国民健康保険税が減少していることが上げられます。県の事業納付金については、県内の被保険者の保険給付に必要な費用を各市町村で分配していることから、医療費の適正化対策の強化を図り、保険給付に係る費用を抑えることが県内共通の重要課題となっております。

国民健康保険事業の財政運営を安定したものとするためには、歳入不足に備えた財政調整基

金を保有することが不可欠となります。令和5年度末の国民健康保険事業財政調整基金は1億5,644万3,629円で、令和6年度末には1億3,344万2,629円となる見込みです。

今後も基金からの支出状況が大きく変化していくことが想定されるため、推移を随時把握しながら、安定した財政運営となるよう努めてまいります。

次に、保険料水準の統一化の見通しについてお答えいたします。

令和6年度から令和11年度を期間とした第3期岩手県国民健康保険運営方針では、保険料水準の統一化に向けて、まずは令和11年度までの事業納付金算定における市町村間の医療費水準の差異を反映させない納付金ベースの統一を実施することを目標としております。

事業納付金は、これまで医療費水準が低い市町村は、その分、事業納付金も低くなるように、医療費指数反映係数というもので調整されてきました。県内の保険料水準を完全統一化するためには、まずは市町村間の医療費水準の差異の反映をなくす「納付金ベースの統一」と、当町でも本年度から実施しておりますが、賦課方式を所得割・均等割・平等割の「3方式へ統一」を進めることを令和11年度までの目標としております。

岩手県の保険料水準の完全統一については、県内の状況と、既に先行して完全統一を実施している他県の状況を注視しながら、第4期運営方針で計画する見込みとなっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

それでは順次、再質問をさせていただきます。

まず、1項目めでございますが、国民健康保険会計の主な歳出といたしましては、保険給付費が大きな役割を占めており、保険給付費、医療費ですけれども、この増減によっては今後の財政運営が左右されると思われることから、医療費の適正化対策を図ることが課題とされておりますが、その具体的な対策について伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

国民健康保険の部分で、歳出の部分、保険給付費というところでございますけれども、こちらの部分に関しましては、議員の言うとおりでございまして、財政運営に左右されるというところでございます。

保険給付費の抑制につきましては、健康寿命の延伸という目標を達成するために、生活習慣病重症化予防、それから医療費の適正化を図る必要があると考えてございます。その方策といたしまして、特定健診の受診率、特定保健指導実施率の向上など、個別保健事業に取り組みまして、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、話されました特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みについて、具体的にやっていることがあれば伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

特定健診受診率の向上、それから保健指導の実施率の向上というふうなところの取り組みの内容でございますけれども、令和6年度につきましては、健診の日数を2日多く設けまして、8月と10月にそれぞれ1日追加したというふうなところでございます。受診機会を増やして、8月は土曜日を含めまして7日間、それから10月は日曜日を含めまして2日間、合計9日間実施をしたというところでございます。

それから、特定保健指導の部分につきましてはですけれども、集団健診時にメタボ該当者にその場で分割面接を実施したというふうなところでございまして、今回は特定保健指導を6名の方に受けていただきまして、その後の指導にもつなげていくというふうなところで、引き続きこういった工夫の取り組みをしながら、受診率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今後もそういった取り組みを多くやっていただきまして、健康の維持を図っていただければと思っております。

次にですけれども、国民健康保険税の算定方式の改定後による激変緩和措置が令和6年度から令和8年度にかけて行われておりますが、国保財政調整基金で補填される支出額は、今まで計画はされておるようですけれども、計画どおり、予定どおりとなっておりますのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

国民健康保険税の算定方式の変更に伴う激変緩和措置ということで、令和6年度から令和8年度まで行っているというところでございまして、ここの部分に関しましては、国保の財政調整基金から補填をしていくというふうなところでございます。

令和6年度から資産割を除いた3方式に賦課方式を変更して、激変緩和措置をしているところでございますが、令和5年度時点で財政見通し立てた金額の予定どおりの金額に今のところはなっているというところでございます。ただ令和6年度の決算につきましてはまだ途中でございますので、そのあたりの推移はきちっと確認をしてみたいと思いますし、また今議会で令和7年度の当初予算を計上させていただいておりますが、そこの試算につきましても令和5年度時点で試算した数字の金額になってございましたので、引き続きこちらの激変緩和措置

の部分に関しての金額等の確認には努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それで、令和6年度を含めました今後数年間というか、これからの国民健康保険の財政見通しについて、分かっている範囲でよろしいですのでお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

令和6年度を含めました今後の財政見通しというところでございますけれども、町長の答弁にもございましたが、まずは社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度の移行など、年々被保険者が減少しているというところも1つ大きなところでございます。また、国保税をはじめとした差異につきましては減少傾向にあるというところでございます。

また、医療の高度化など、医療費が増加しているという部分もございますし、県に納付しております事業費納付金額も増加傾向にあるというようなところから、今後も財源確保が必要になりまして、基金からの支出が増加していくのではないかとこのふうに見ております。

また、先ほども含みますが、令和6年度から令和8年度まで国保税の税率改正を行いまして、激変緩和措置を行っているというようなところもございまして、こちらにつきましても財政調整基金からの補填というところもございまして、

国民健康保険財政調整基金の残高につきましては、令和6年度末の見込みではございますが1億3,340万円ほどを見込んでございます。令和7年度末につきましては1億1,850万円、令和8年度には9,850万円、令和9年度には7,350万円ほど見込んでございまして、引き続き財政調整基金の確保に努めてまいるとともに、国保税の推移、事業納付金の納付額の増、そのあたりを見ながら進めていかなければならないというところで、厳しい状況にあるというところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

また重複になるかもしれませんが、令和6年度以降の財政調整基金からの繰入れが必要とされておりますが、もう少しその詳細についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

財政調整基金の繰入れというところでございますけれども、まずは税率改正に伴う激変緩和措置というところの補填でございまして、令和5年度時点で作成した見通しの中で示しており

ます予定額としましては、令和6年度が970万円、令和7年度が710万円、令和8年度が400万円というふうな金額となっております。

それから、そのほか被保険者の減少、国保税の減額、県のほうに納める事業納付金の増加というところも見込みまして、全体では毎年2,500万円程度の繰入れが必要ではないかというふうに見込んでございます。

いずれにしましても、県に納める事業納付金の部分に関しましては注視しているというところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

今のお話では、基金を取り崩して繰入れするというところでございますが、年々基金残額が減っていくということでございますが、基金がこのままでいくと、枯渇するということはないと思うのですけれども、そういったことは想定されておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

基金残高の部分に関しましては、枯渇がないように適正な運営に努めてまいりたいと考えてございますので、国保税の税収でありますとか事業納付金の増額等、そのあたり慎重に見極めながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

基金が枯渇するという事は、国保会計の財政運営について支障を来すということになりますので、できればその辺は財政、事業内容をきちんと見込んだ運営状況をしていただきたいと思います。

それでは、次に基金保有額が減少するという事で、今、お話がありましたが、保険料水準の統一化が開始される前に、保険税率の改正についての考えはあるか伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

保険料水準の統一化ということで、県のほうでは令和12年度から令和17年度の間統一をするというところで検討されておまして、具体的な年度については示されておらないという状況でございます。

また、本町の国保税につきましては、昨年度税率改正を行い、令和6年度、令和7年度、令和8年度と行いまして、令和9年度に適正な税率での課税というところに持っていく予定でござ

ざいます。

健全な運営をしていくというところが必要なところでございますが、県の保険税の水準の統一化前というところではございますけれども、引き続き毎年財政見通し等を組みながら、保険税率の部分の確認をしつつでございますけれども、その前に、県の統一の前に保険税率の改正の部分に関しては、選択肢としては検討するところがあるかもしれませんけれども、差し当たり今といたしましては、被保険者の負担が増えないように、適切な財政見通しの作成や、または先ほど申しあげました医療費の抑制の取り組みなどを行いまして、適正な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

やはり、被保険者につきましては、そういった税率が上がるということは生活に負担がかかるということでございますので、健全な財政運営に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、今度は2つ目の保険料水準の統一化の見通しについてでございますが、岩手県に対する市町村ごとの事業納付金につきましては、医療費水準、市町村の医療費適正化のインセンティブとなる国保被保険者努力支援制度でございますのと、あと市町村ごとに取り組んでいる保健事業の事業費、収納率の差異についてはそれぞれ反映させ、算定されておりますが、岩手県における保険料水準の統一パターンとして、まずは医療費水準を納付金算定に反映させないことで検討しておりますが、納付金算定に反映させた場合と反映させない場合と比較して、医療費水準が高い市町村の納付金は増加し、医療費水準が低い市町村の納付金は減少する傾向があると思われませんが、その差異についての、違いについての課題解決に向けた取組を行うことが必要だと思っておりますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議員のご説明のとおり、県の運営方針の中で、県内の各市町村の医療費水準の差異を納付金に反映させないということで、保険税の納付金ベースの統一を令和11年度までに行うということで、現在動いているところでございます。

医療費水準につきましては、平泉町につきましては県内では低いところにおるところでございますけれども、今までは医療費水準が低いところに関しましては、事業納付金が低く抑えられていたというところでございますが、その部分に関しましては段階的に縮小されていくというところでございます。

事業納付金の部分に関しましては、県では県の基金を活用して、そういった激変緩和措置を行うというところでうたってはございますけれども、今年度から始まってございますので、歳入、歳出側のそういった部分の動きを的確に把握して、平泉町の医療費水準、事業納付金の支

出の動向がどうなっているかを把握してまいりたいと考えてございます。

いずれにしても、県全体の医療費水準が下がらないと、やはり納める金額というのも下がらないというようなどころもございますので、まずは当町で先ほどから申し上げておりました特定健診の受診率の向上でありましたりとか、保健指導の実施率の向上、それから医療費の適正化といったところの取組を行いながら、こういった医療費の抑制に努めてまいるところが必要ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

先ほども同様の質問をしましたが、また再度質問させていただきます。

激変緩和措置後における平泉町の国民健康保険の財政見通しについて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

激変緩和措置後における国民健康保険特別会計の財政見通しというところでございますけれども、財政見通しにつきましては、財政調整基金の繰入れを行いながらの運営というところでございます。激変緩和措置後の令和9年度の財政調整基金の残高につきましては7,350万円程度になるというような見込みで現在推計しているというところでございます。

被保険者の負担が増えないよう、適切な財政見通しの作成や医療費抑制の取り組みを行いまして、限られた財源の中で適正な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

令和6年度の国民健康保険税の算定方式の変更につきましては、各世帯にチラシを配布しておりますが、保険料水準の統一化につきましては文言が記載されておりません。詳細については触れておりませんので、統一化については、先ほどの答弁であったとおり令和12年度以降とされておりますが、被保険者の皆さんに対して早めの周知が必要と思われませんが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

令和12年度以降に関するスケジュールというところでございますけれども、やはりこれはまだ県のほうから示されておらないというところでございます。被保険者の皆様への情報提供というところがまだ行われていないと、そのとおりでございます。引き続き県のほうから課長会議、または通知等、情報収集に努めながら、分かり次第、被保険者の皆様に情報提供を行い

ながら、国民健康保険のそういった制度の変わりというところを周知してはまいりたいと思いますし、統一化に向けた部分で、いろいろな各県で行われている情報もありますので、そういったところも把握しながら、まずは町の国保運営、財政運営のところを健全な部分で努めてまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

なかなか県のほうで統一化に向けた見解が示されていないというのが現実のようですけども、担当会議等で情報を集めながらというお話でしたが、それ以外に町長、例えば町村会とかでそういった話をするという機会があれば話していただきたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

国保税率の統一化に向けて、県のほうでなかなか方針を示してくれないものですから、早めに方針を決めていただくように、町村会等で町長がそういった提言をしていただくことはできないでしょうかということです。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

このことについては、議員おっしゃるとおり、町村会でも話題になっていることは事実であります。それは、基本的に各市町村によって差異が生じているからでありまして、それを統一するというのは、他の県では既にやられている県もあります。広い県土の中で、やはりかなりの差異もありますし、目標に向かって進むという方向性については理解されていますけれども、その部分については町村会でも大変注視しているところでもあります。また、自分自身は国保運営協議会の委員の一人でもありますし、非公式ではありますが話題にされている部分を、特に昨今は今、議員がおっしゃるとおり様々な、またトップとして、首長としても大変注視している部分であります。町村会を通じながら、県の方針等も示されてくれば、またそれ以前にも話せる部分では、方向性が決まる段階では、お話しすることができる段階に来ましたらば、またお示しできる部分もあるかもしれませんので、そのときはまずはお相談申し上げたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、町長お話ししたとおり、そういった他の市長も市町村も、かなり早く県の方針を定めてほしいといったのが本音だと思いますので、ぜひ町村会等々と、あとそれ以外の場所で、そう

いったことを県に対して早めの考え方を示してほしいということをお話ししていただければと思います。

最後に平泉町の令和5年度における一般被保険者保険税の1人当たりの調定額は県内で15番目で、これは市町村平均を下回っておりますし、1人当たりの診察費は26番目で、市町村平均を下回っております。さらに、国保税の収納率につきましては2番目ということで、県内においても平泉町は国民健康保険事業では比較的安定している自治体と認識をしておりますが、平泉町はそういった町であるということを、これからも引き続き取り組んでいただきたいということでございますが、それに対して町民福祉課長、どういった考えを持っているか、引き続き継続していくためにはどういったことを考えているかということについて述べていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

国保運営に関しましてですけれども、繰り返しになるところはございますけれども、まずは国保税の収納率の向上というところで、今、大変高い数値にあるというところでもございます。また今、取り組んでおります特定健診の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上といったところで、年々と数字が上がってきておりましたので、こういった部分の取り組みを継続的に行いまして、医療費の抑制というところにつなげてまいりたいと思っております。また県でも統一化に向けた動きがございますので、そういった部分の事業納付金、それから歳入側ですと普通交付金、特別交付金の差異といったところもございますので、そういった金額的なところも注視しながら健全運営に努めてまいりたいと思っております。先ほど来から出ておりました財政調整基金の残高等も減少していくという見通しでございます。減少幅を極力減らして、安定的な運営が図られるように努めてまいりたいと思っておりますので、関係課含めまして、令和7年度につきましてもそれぞれ対応してまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

最後になります。今、町民福祉課長が言ったとおり、生活習慣病予防対策などを充実させて、医療費の抑制につなげていただきながら、引き続き良好な運営をしていただき、被保険者の家計が圧迫にならないように、適正な税率の設定をお願いして質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

これで千葉多嘉男議員の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日 6 日、午前10時から引き続き一般質問を行います。
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時09分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 高 橋 伸 二

同 佐 藤 孝 悟